

第九十六回国会
衆議院
大蔵委員会

昭和五十七年二月二十四日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 森 喜朗君

理事 大原 一三君

理事 小泉純一郎君

理事 伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

相沢 伸之君

今枝 敬雄君

熊川 次男君

椎名 素夫君

中村正三郎君

平沼 森田

山中 貞則君

佐藤 親樹君

戸田 菊雄君

平林 刚君

柴田 弘君

玉置 一弥君

義輪 幸代君

出席大臣

大蔵大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 山崎武三郎君

大蔵省主税局長 西垣 昭君

大蔵省主税局長 福田 幸弘君

国税庁直税部長 吉田 哲朗君

国税庁徵收部長 字野 則義君

運輸省自動車局 故 晨一郎君

整備部長

出席國務大臣

大蔵大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 山崎武三郎君

大蔵省主税局長 西垣 昭君

大蔵省主税局長 福田 幸弘君

国税庁直税部長 吉田 哲朗君

国税庁徵收部長 字野 則義君

委員外の出席者

教育部省初等中等教育課長

農林水産省経済協同組合課長

農林水産省構造改善局農政部農政課長

労働省労働基準局官賃金福祉部企画官

藤井紀代子君

黒川 弘君

田村 嘉朗君

伊藤 茂史君

湯浅 利夫君

高木 宏君

大内 宏君

大蔵委員会調査室長

伊藤 茂史君

河本企画室長

伊藤 茂史君

○和田(耕)委員 私は、大蔵委員会で質問をするのはこれが初めてでございまして、きょうは一時

間半の時間をいただいておつたのですが、夜遅くなると皆さんに御迷惑をかけると思いまして、一時間に短縮いたしまして質問することにいたしました。なお、これから御質問に対して、大臣は率直な方でございますから多分率直にお答えいただけると思いますけれども、もしそういうことになればもっと短縮してやれると思いますから、よろしくお願ひをいたします。

きょうの読売新聞の朝刊のトップに「マイナス成長(十一十二月)確実」という大きな記事がござります。この記事を見て、これは昨日のわが党の委員が予算委員会で質問なつたことに対しても河本企画室長官がお答えになつたと聞いておりますけれども、これは非常に大事な問題だと考えております。

まず、この問題から御質問をしたいのですが、この記事のトップにこう書いてあります。「政府は二十三日、来月中旬にも経済対策閣僚会議を開き、緊急に総合景気対策を打ち出す方針を固めた。これは、昨年十一十二月の国民総生産(実質GDP)の動向が、ゼロ成長にとどまらず、第一次石油危機下の五十年一一三月期以来六年ぶりのマイナス成長に転じて、いることが確実との判断による。」こういふ見出しの記事がありますが、この問題について企画室の方からまずお答えいただいて、そして大蔵大臣にも御所見をお伺いいたしました。

○渡辺国務大臣 私も同様であります。

また、最近の状態についてNHKが特別調べた報告を連日報道しておりますのでありますけれども、現在の状態は昨年の十一月からは

とんど改善されてない、むしろ悪くなつておるのじやないかというようなデータを一昨晩から報道しているのであります。こういふいろいろなデータによる傾向から見れば、つまりNHKが一昨夜来報道しておる傾向というのは大体裏づけられると思いまりますか。あるいは最近少しは立て直つておるという感じを持っておりますか。いろいろなデータから判断される経済企画室のお考えをお伺いしたい。

○大竹政府委員 NHKあるいはその他の民間の機関等もいろいろな調査をされておられるよう

ありますが、企画室として最近調査をしておりま

すのは、地方の経済状況というのを定期的にやつております。

これは一月の下旬に、大体全国各地で現地の企

業の方々から状況を伺うような調査でございますけれども、それによりますと、特に景気の状況が

本日の会議に付した案件

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○森委員長 これより会議を開きます。
国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。和田耕作君。

悪化しているというような御意見ではなかったとは思うのですが、全体として見ると、現在の状況は昨年来に引き続き成長といいますか経済の回復がかなり緩やかなものにとどまっている。という状況には余り変化がないというようなのが大体の感じでございます。

○和田(耕)委員 どういうふうに御質問したらいのか。大蔵大臣、先ほどの新聞で読み上げました、三月に入れば適当な時期に経済閣僚会議を開いて総合的な景気対策を検討する、こういう報道は事実ですか。

○渡辺国務大臣 閣僚会議の主率は私がやるわけじゃないませんので、まだそういう連絡は受けしておりません。受けておりませんが、経済の運営として景気にも十分に配慮しなければならぬ、そう思つておりますので、まず与えられた予算の中で、補正予算でいろいろな公共事業等の増額もいたしておるわけですし、それからこの新年度予算が通過をいたしましたと、公共事業費も昨年並みのものが確保されておるわけです。特に地方は八・五%単独事業をふやすというようなことで予算が仕組まれております。したがつて、公共事業の前倒し執行をひとつ考えようということで、これは関係各省庁の間で経済庁が中心になりましてばつぶつ事務的にその打ち合わせを始めている、そういう段階でございます。

○和田(耕)委員 その公共事業の問題、これは非常に大事な問題ですから後から触れますけれども、まず経済企画庁の経済見通しが、少なくともこの三年間というのは毎年毎年大体同じようなバターンで大きく狂つて、そういうふうに思われるけれども、それはお認めになりますか。

○大竹政府委員 見通しと実績でございますが、毎年毎年大きく狂つて、いるという御指摘は、いかが事実と違うのではないかというように私どもは思つておるわけでございます。

最近の五十四、五十五年度、これはすでに実績が出ております。ただ、四十五年度基準といふ基準年のとり方が現在の五十年基準の数字と違う

ものですから、やや数字が正確でないという面はあるかと思いますが、見通しは四十五年基準でつくり実績も四十五年基準で出してあります。同じ基準で比べた見通しと実績でございますが、五十四年度は六・三%の当初見通しに対しまして六・一%の実績でございました。五十五年度が四・八%の見通しに對して五・〇でございました。その前を見ましても、五十三年度が七%成長を掲げまして、このときは五・七ということでやや実績と乖離がございましたが、五十一、五十二もそれほど大きな違いは出でおらないというふうな結果になつております。

○和田(耕)委員 特にいま問題になっている今年と去年の問題、この中の個人消費の見積もりがかなり過大になつて、これは何としても明らかなことですけれども、この問題は、時間を短縮するために私から申し上げますけれども、非常に心理的な要素といふものを考へざるを得ないのじやないか。

つまり、耐久消費財を例にとりますと、持つてないときは無理しても買おうとするけれども、一遍持つて買いかえといふことになると、かなりいろいろな意味の選択をする、こういうことが言われておりますね。こういうことが、たとえば後から住宅の問題も質問しますけれども、住宅にしては若干過剰になつておる。とにかく国民は不満ながら家に入つて、いる。さてもつといい家にといふ段階が一年あたりから続いている。こういう場合の住宅に対する国民の需要は、先行きの問題に對しての判断によつて、無理しても住宅を求めようとする、あるいはしばらく待つてみようといふに考える。

そういう要素が特にこの三年間の国内個人消費、国民の気持ちの中にはあるのじやないか。つまり、そういう要素を非常に過小に評価しているんじやないかという感じがするのですけれども、この問題いかがでしょ。これは大臣からもひと

出が伸び悩んでいることにつきましてはいろいろ原因がございます。

ただ、消費もやはり需要項目の一つでございまして、そのときは五・七といふことでやや実績と乖離がございましたが、五十一、五十二もそれほど大きな違いは出でおらないというふうな結果になつております。

○和田(耕)委員 特にいま問題になっている今年と去年の問題、この中の個人消費の見積もりがかなり過大になつて、これは何としても明らかなことですけれども、この問題は、時間を短縮するために私から申し上げますけれども、非常に心理的な要素といふものを考へざるを得ないのじやないか。

つまり、耐久消費財を例にとりますと、持つてないときは無理しても買おうとするけれども、一遍持つて買いかえといふことになると、かなりいろいろな意味の選択をする、こういうことが言われておりますね。こういうことが、たとえば後から住宅の問題も質問しますけれども、住宅にしては若干過剰になつておる。とにかく国民は不満ながら家に入つて、いる。さてもつといい家にといふ段階が一年あたりから続いている。こういう場合の住宅に対する国民の需要は、先行きの問題に對しての判断によつて、無理しても住宅求めようとする、あるいはしばらく待つてみようといふに考える。

そういう要素が特にこの三年間の国内個人消費、国民の気持ちの中にはあるのじやないか。つまり、そういう要素を非常に過小に評価しているのじやないかといふ感じがするのですけれども、この問題いかがでしょ。これは大臣からもひと

いうことなんで、大体テレビなんかも一巡してしまつておるし、ほとんどカラーにかわつたしとうようなことで節約ムードじゃないか。世界の情勢が悪いということはテレビ等を通じて各家庭みんなわかつておるものですから、最近非常につたないといふ言葉がまた再現してきたというのです。

消費は美德と言わた時代があつたが、物を粗末にしてはいけないんじやないか、最近そういうことが家庭の中に入つてきた。それがいいことか悪いことか。反面、私は非常にいいことだと思うけれども、これが消費支出の足を引っ張つてゐてはいる見方がござります。私どもは、イソフレになるとしても消費が落ちる、物価の安定といふものは消費にプラスするというように通説的に言われておるわけでありますので、そういうところに非常な期待を実は持つてきましたことは事実でございます。

○和田(耕)委員 この問題の判断は非常に大事な局面に達しております。というのは、たとえば行革デフレという言葉がある。一部の行革の責任者には、行革デフレといふことはないということを言つて高いということでござりますので、さらに分析をしてみなければ確なことはわからないと存じます。

○和田(耕)委員 この問題の判断は非常に大事な局面に達しております。というのは、たとえば行革デフレという言葉がある。一部の行革の責任者は、行革デフレといふことはないということを言つて高いけれども、確かに行革といふ切る人もあるのですけれども、確かに行革といふのは、国民の心理的な要素としてはちよつと慎重な生活態度をしなければならぬといふふうな気分を高める要素であることは、僕は間違いないと思つてます。

これは理屈を言ういろいろなことがあると思うが、そういう面があるし、また国民がいろいろな調査によれば大体中産階級意識を持つておるといふ点のほうも持つておるというようなことで、そういう点の買ひ控えといふのは確かにあります。

この間もスーパーとかデパートのいろいろな粗當者の方と私は懇談をいたしたのですが、食料品等の売れ行きは非常にいいそうです。問題は衣料とか電気器具、そういうものの売れ行きが悪いと消費がほとんど伸びないという問題を考えると、

そういう心理要素が非常に働いているんじゃないのか。このことは、もしそうだとすると、いつまでも続くことではないのです。恐らく三年か四年かすれば、どうしても買いかえなければならないし、あるいはいまの家ではどうもやつていけないという状態になつてくる。そのときがいつかという問題があるわけですね。

そういう時期には、住宅の問題でも個人消費、あところにはある程度持つておるというふうに仮定して、そういう仮定もあながち不當じやないと思つてます。いまのあれからすれば、そういう時期があるということになると、これはいま政府は景気の問題について対策を再検討しようといつて一つの瀬戸際みたいなところにあるんですね。五十九年度までに赤字財政を立て直す、行革を実行する、景気がどうなるかというところから、こういうふうに景気が冷え込んでくるとなかなかそろはいかない。もし、それに逆行する面があつても少しは緩めなければならないという瀬戸際に恐ろしいま立つてあるんですね。そういう時期の判断として、あと一年しなんばうすれば個人消費もふえてくるのかもわからないというような要素もある、こういう時期だと思うのです。この大体の一つの端、端の茶屋じゃないけれども、そういう感じは大臣あるいは政府は持つておられますか、いかがでしよう。

○渡辺国務大臣 そのような感じを私も持つてゐるのです。御承知のとおり、いま世界じゅうが不景氣であることは國民もかなり知つております。日本よりももっとひどいインフレと失業に悩んでおるといふことも國民も非常に知つております。意外と堅実であります。

したがつて、先ほど言つたように、一つは消費節約の問題があります。一つは住宅のようなものはやはり値段が高過ぎて手が出ないというのもございましょう。そこで今回の法案の中でも、中古住宅についても低利資金を融資をして、中古住宅を取得する場合も何らかの助成措置を講じようといふようなことも、そういう観点から今度改正を

して予算として取り組んだようなわけであります。ただ問題は、世界の景気がことしの後半からよくなるという大体の見通しでござりますから、そういうようなものをにらみながら、日本だけ特別定して、そういう仮定もあながち不當じやないと思つてます。いまのあれからすれば、そういう時期があるということになると、これはいま政府は景気の問題について対策を再検討しようといつて一つの瀬戸際みたいなところにあるんですね。五十九年度までに赤字財政を立て直す、行革を実行する、景気がどうなるかというところから、こういうふうに景気が冷え込んでくるとなかなかそろはいかない。もし、それに逆行する面があつても少しは緩めなければならないという瀬戸際に恐ろしいま立つてあるんですね。そういう時期の判断として、あと一年しなんばうすれば個人消費もふえてくるのかもわからないというような要素もある、こういう時期だと思うのです。この大体の一つの端、端の茶屋じゃないけれども、そういう感じは大臣あるいは政府は持つておられますか、いかがでしよう。

○和田(耕)委員 予算を審議している間は、まあ何とかかんとかとにかく目をつぶつても予算を通すために、ということが最大の要件になつていろいろなことをおっしゃると思うのですけれども、責任者である大臣の全体としてのお気持ちちはよくわかりました。

そこで、つまりそういう政策転換のぎりぎりどういうふうに判断をするかによって違つてくるという局面にあると思うのです。

個人消費にしても、あるいはこの半年、一年のうちにとにかくいまのままじゃんばうできないし、先行きが多少明るくなつてきたからということにれば、消費も伸びてくる可能性があると私は思うのですが、先行きの問題をどう考えるか、これもまた非常にむずかしい問題なんです。このままじつとしなんばうして一年あるいは二年のうちにはよくなるということはつきりしておれば、大臣としては、いまの諸情勢から見て、どの程度の前倒しをした方が適当だとお思いになるのか、そのことについて。

○渡辺国務大臣 まだこれは決定しておりません。おりませんが、大まかに言えば、去年よりも少しよけいにという程度かと存じます。

○和田(耕)委員 よくマスコミでは、河本さんは八〇%ぐらい、大蔵省では七〇%、違いは大したことないですね。いずれにしても、八〇%の率で前倒しを行うというふうに考えていいのです

うのです。

そこで、先ほどの公共投資の前倒しということを政府は検討しているということなんですかね。も、この問題は、私は、いま減税をするか公共投資をもつと大きくするかということになると、率直に言って即効的なものはやはり減税よりは公共投資だと思いますね。減税というものを私どもは主張し、これは不公正を是正しろということを力強く主張しておるわけですね。減税の額あるいはこれを継続してやるかどうかという問題等とも関係する。そしてまた、國民がいろんな面で不安を持てるときに減税をしても、なかなか財布のひもは緩めない、という要素があるので、景気刺激という問題についての要素は私は公共投資だと思うのです。これは誤解してもらつては困りますが、私は、減税というものは不公正だということから非常に大事な要素だから、とにかくやらなければならぬという主張ですけれども、景気という面から見れば公共投資という問題がより効果的だとう断判断を持ちます。

そこで大蔵大臣、前倒しということですけれども、どれくらいの比重で前倒しをするのか。大蔵大臣としては、いまの諸情勢から見て、どの程度の前倒しをした方が適当だとお思いになるのか、そのことについて。

○和田(耕)委員 仮に建設公債を出していく、第四条の公債を出していくということになるとして、赤字公債は悪いけれども建設公債はいいんだという、確かにそういう要素もあります。ありますから、そういうものを常ににらみながら決めていく必要がある。したがつて、四月早々には決めなければならぬのじやないか、そう思つておられます。

○渡辺国務大臣 まだこれは決定しておりません。おりませんが、大まかに言えば、去年よりも少しよけいにという程度かと存じます。

○和田(耕)委員 よくマスコミでは、河本さんは八〇%ぐらい、大蔵省では七〇%、違いは大したことないですね。いずれにしても、八〇%の率で前倒しを行うといふふうに考えていいのです

か、いまのあれとしては。

○渡辺国務大臣 当たらずといえども遠からずはない。まだ決まっておりませんからわかりません。動きます。

○和田(耕)委員 一〇%の違いはありますけれども、これはいまの状態から見ればそう大したことないと思うのです。國民は賢明でいろいろな情報を見えていますから、よくそういう感じは持つと思

じやない。とにかくこの七、八〇%の前倒しが行われるとして、しかし、それをやるために秋から来年のいまごろになるとまた金が足らなくなるという要素がありますね。公共事業ができなくなっている要素がある。これはどういうふうに考え前倒しをお考えになるのか。

○渡辺国務大臣 したがつて、そういう問題もありますが、まだ決まっていないということを申し上げたわけですが、申しますので、実はまだ決まっていません。そこで大蔵大臣、前倒しをやるかという問題でありますから、そこまでいければ、別に秋口から公共事業をやらなくとも下学期は経済の持続がうまくいくという見通しならば関係のないことです。そこらのところは、経済は生き物で動いておりますから、そういうものを常ににらみながら決めていく必要がある。したがつて、四月早々には決めなければならぬのじやないか、そう思つておられます。

○和田(耕)委員 仮に建設公債を出していく、第四条の公債を出していくということになるとして、赤字公債は悪いけれども建設公債はいいんだという、確かにそういう要素もあります。ありますから見れば赤字も建設も同じなんですね。

そういうふうな面から見れば、公共投資の前倒し、これは私は大事だと思うし、しかしそれをやれば、やはり建設公債の増発ということにならざるを得ない、いまの諸条件から見れば、こういうふうなことになると、赤字公債はなるほど予定どおりいくかもしらぬ。しらぬけれども、建設公債を出すことによって元利払いの負担は同じことなんですね。予算の硬直化というのは同じことなんですね。そういう面から見れば、本当のつじつま合わせしないものであつて、この問題にも非常に大事な論点があるわけでありまして、この問題は經濟企画庁が、というよりも河本さんかもわからぬけれども、建設公債は、いいことだとは言

ようですがれども、それはいかがですか。

○大竹政府委員　國債を減額しなければいけない、財政再建に取り組まなければいけないということにつきましては、政府の中で意見が分かれて

○和田(耕)委員 以上、なかなかむずかしい局面
いるわけでは全くございません。企画庁も大蔵省
も全く同じ立場に立つておるわけでございます。

に立てるわけですが、そうかといふて、いまの景気の状態をそのままにすれば、大幅な歳入欠陥というものがまた予想されるわけです。

れ何とか税収の増加を図らなければならぬ。こういうときでござりますけれども、ひとつ大臣、五十九年までに赤字国債をなくするということをさそう、うことを達成する上へうこと

形からそれが何であるかを専門家でないと理解するのも、私は意味のないことだとは思つております。ただ、それにとらわれますと、いま申し上げたいろいろな問題が、実際上の矛盾が、国民の生

どうしてもこの赤字国債を五十九年じゅうに何とかしなければならないという考え方自体は、大藏大

臣のお気持ちとしては絶対不動のものであるかどうか、絶対これはやるのだというふうなものであるかどうか、ひとつそのお気持ちをお伺いをした

○渡辺國務大臣　世論は、ともかく政府の財政機構、行政機構、これは非常にまぬるい、だぶだ

ぶしておる。民間ならばもつとばさなさと減量經營をやつてきたはずだ、だから、まず国民の税金で經營をしている行政というものはもつと効率的

なものにしなさい、もつと経費は切り詰めなさい、
ということが大体一般的な御要請だ、私はこう見
ておるのである。私がもつともだと思ふ点もござい

しかし、それにはいろいろな法律的な諸制度がござりますから、法律の改正その他みんな必要なことがいっぱいございます。それを全部について五十七年度予算編成に当たって行うことはできませんでした。しかしながら、これは第一年度でござります。

ざいますから、さらに毎年法律案を出しても、やはり高度経済成長から安定経済成長に移った過程

○渡辺国務大臣 建設国债を出すということになれば補正予算ということになるわけですから、私は、現段階でそういうことは考えておらないのです。

ともかくこの予算を通して、この予算の中でも特に住宅政策等については融資の面、税制の面、

その他の面で今までになかったようなことをやつて伸ばそうという試みがござりますし、それから

ら先ほと言ふたように、必要に応じて五十七年間に予算の前倒しといふこともやつてみよう、そういうふうなことをやつてみて、もなおかの問題が現れる

というときには、それは当然に何らかの措置を考
えなければなるまい。それは反対の問題として

は、やつてみてだめだ、足らないというようなときは、いま先生がおっしゃつたようなことも——

つの手段として考えられるかもしれません、当面われわれは、この予算でまず半年やつてみよう。

○和田(耕)委員 減税の問題については、政府は
「そういう」とを考えておるわけでもあります。

かなりはつきりした意思表示をしておると思うのです。少なくとも五十七年度予算については考え方

ない、これはかなりはつきりしていると思うのでは
すけれども、この問題について野党は昨日、今後

いろいろな経過があると思いますが、とにかく一兆円減税、この方向を確認をした。国税七千億、

地方税三千億ということで、しかも、それも不公平な税金のは正ををするということを中心には据えておらぬ。

おるようです。

府の統一見解は五十八年上院においてできるだけ減税のできるような条件をつくるために努力を

するといふことのようですが、五十八年以降の減税について真剣に努力をするというふうに

○渡辺国務大臣 理解をしていいのですか、五十八年度以降、何年度になる

かということは決まっておりませんが、五十八年度に所得税減税をやるということもいまの段階で

はお約束はできません。できませんけれども、しかし、かなり長期にわたって、国際比較の上では

また日本の所得税はもう重いものでない、軽い方だということは言つておりますが、数年間にわたりて税率区分や課税最低限をそのまま据え置いておるというのも現実の姿でございます。ましてグリーンカードの実施というようなことになって、全部分離課税をやめて総合課税ということを五十九年からやるということになると、私は、現在の所得税のあり方はいろいろな矛盾があると思っております。したがつて、いずれにしても、税率構造その他については、見直しはいずれ、減税にならないまでもやる必要があるのでないか、私はそう思つておるわけでござります。

○和田(耕)委員 つまり、五年間も課税最低限をそのままにしておるということだけを考えても、これは現在の税金の不公正の一一番最たるものだと、う判断を私も強くするわけでありまして、それに加えて景気浮揚、個人需要に活力を与えるという要素があるので、その他のいろんな選択もあると思いますし、それは否定をしません。

先ほど申し上げたように、景気という面から見ればもつといい方法があるということも私否定はしませんけれども、しかし来年からは、つまり減税という問題を真剣に考える、しかも継続して考えないと景気の問題は余り意味をなさないわけでありますので、その問題についてかなり真剣に考える一つの行動をぜひともとつてもらいたい。これは、来年必ずやるなんということを言う必要はないのですけれども、とにかく来年からは、いろんな条件を無論見ながらではありますけれども、真剣にこの問題に取り組む時期に来ている。しなければ政治の責任としても果たされない、そういう公約と言つたらやかましくなりますが、政府の行政の責任として、国民に対する責任として減税に対する真剣な努力をするというお気持ちを、政府の態度としてぜひとも出していただくよう努めを願いたいと思うのですが、いかがでしょう。

せん。できませんが、税率構造あるいは税収の税目ごとの構造、そういうようなものも全部ひらくめまして、これは私は再検討をしなければならないという時期に来ていることは間違いないので、時間がかかる問題ですから真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

○和田(耕)委員 ここで質問をやめてもいいのですが、せっかく他のところの方もお見えになつておりますので、ごく短い質問をいたします。

自治省の方いらっしゃいますね、それから建設省の方、二つの問題を絡んで申し上げるのでけれども、土地税制の問題、宅地政策の問題については、私は、これは十年ほど前から新都市計画法、あれをつくるときも若干関係もしておりますけれども、行政の主体が非常にあいまいだということを感じられてならないのです。

宅地の問題についていろいろお伺いしても、宅地並み課税の問題などが特にそうですね。これは形から言えば、制度から言えば自治省が親になっていく問題だと思いますけれども、自治省の方はどうも逃げ腰ですね。これはしようがないからといふようなところがある。といって建設省の方も、これは土地の問題はうちが中心じやないんだというようなこともある。国土庁でもあるいは農林省まで全く逃げ腰になつて、関係の四つ五つの省が宅地の問題になると、はつきりと自分の責任だというふうに感する省がない、こういうふうな感じを持つのですけれども、いかがであります。

○黒川説明員 土地税制等につきましては、最近は、毎年国土庁と建設省が一体となりまして、土地行政、土地行政を推進する側としての立場としましては、一緒になりまして税制の改正等の案をつくりまして、これを大蔵省及び自治省を要望しているつもりでございます。

○は淺説明員 宅地の問題につきましての御質問でございますけれども、從来から私どもいたしましては、固定資産税というものは、市町村の主要な税源といたしまして、その所有者の方々に負担していただきたいことございますので、もともとこの問題に余地をもつてござります。しかしながら、現在のような土地の非常に大きな問題がございますので、私どもで御協力できる範囲内で、現在の税制を壊さない範囲内で、御協力できる範囲内で御協力していくという立場で、この問題については対応している問題でございます。

○和田(耕)委員 今回の法律、つまり特別措置の一部改正の法律の宅地に関するいろいろの緩和の措置については、私も評価するにやぶさかではないのですけれども、一昨年來のこの問題についての取り組み方がいかにもみみちいというのか、ちよばちよばしているというのか、そういう感じがしてならないのですね。この問題は余りみみつちいことをやつたんじや意味がないということは去年、おととの例で非常によくわかっている。

そういう意味から、この改革はかなりの改革を含んでおるという面で評価にやぶさかではないのですけれども、これは自治省の方がかなり消極的だったようです。先ほども申し上げたとおり、土地に対する国民の要望というのは非常に強い。いつもこの問題についてしんばうしておるといふことはできない。私は、住宅に対しても土地に對しても新しい需要が恐らく出てくる時期がもう来ているという感じがするのですね。そういうと切った政策が必要だと思うのです。そういう面からざひともこの問題の取り扱いについてもひとつ御注意をしていただきたいと思います。

きょういろいろなことを質問してきましたけれども、私はきょう質問をしたのは、減税の問題について今年はまあいいんだというふうな意味についていたいは困ります。政府は今年は絶対や

らないようだから、せめて来年から強い決意を持って、そういう意思表明だけはするのが政府の政治理責任だということを強く申し上げたわけでありまして、この問題は今年の問題を含めてぜひともひとつ真剣な考慮をしていただきたい。そうでないと、これは本当に国民に対する政治責任みたいなものになる。特に景気浮揚の問題は何ともならない状態で、大蔵大臣は一番深刻に考えておられる問題だと思いますから、ひとつぜひともこの問題について真剣な考慮をいただきたい。

当面の予算の問題については、いま申し上げたとおり、私どもは前向きの予算として大きくこれを見てまいりたいと思います。賛成、反対は別のことでありまして、内容的に見てもそういうふうな評価をしてまいりますけれども、今後とも、ひとつぜひとも大臣あるいは関係の皆さん方の真剣な対策をお願いいたしまして、質問を終わることにいたします。

ありがとうございました。

○森委員長 築輪幸代君。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕

○築輪委員 今回の税制改正では、国民の強い所得税減税の要求があるにもかかわらず、その実施ですけれども、これは自治省の方がかなり消極的だつたようです。先ほども申し上げたとおり、土地に対する国民の要望というのは非常に強い。いつもこの問題についてしんばうしておるといふことはできない。私は、住宅に対しても土地に對しても新しい需要が恐らく出てくる時期がもう来ているという感じがするのですね。そういう面からざひともこの問題の取り扱いについてもひとつ御注意をしていただきたいと思います。

きょういろいろなことを質問してきましたけれども、私はきょう質問をしたのは、減税の問題について今年はまあいいんだというふうな意味についていたいは困ります。政府は今年は絶対や

らないようだから、せめて来年から強い決意を持って、そういう意思表明だけはするのが政府の政治理責任だということを強く申し上げたわけでありまして、この問題は今年の問題を含めてぜひともひとつ真剣な考慮をしていただきたい。そうでないと、これは本当に国民に対する政治責任みたいなものになる。特に景気浮揚の問題は何ともならない状態で、大蔵大臣は一番深刻に考えておられる問題だと思いますから、ひとつぜひともこの問題について真剣な考慮をいただきたい。

当面の予算の問題については、いま申し上げたとおり、私どもは前向きの予算として大きくこれを見てまいりたいと思います。賛成、反対は別のことでありまして、内容的に見てもそういうふうな評価をしてまいりますけれども、今後とも、ひとつぜひとも大臣あるいは関係の皆さん方の真剣な対策をお願いいたしまして、質問を終わることにいたします。

ありがとうございました。

○森委員長 築輪幸代君。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕

○築輪委員 今回の税制改正では、国民の強い所得税減税の要求があるにもかかわらず、その実施をしないといふ点で、大変大きな決定的な欠陥を持っていますと私は思っています。また、税負担の公平という観点からも厳しく是正が求められます大企業、大資産家優遇税制の見直しについては、基本的に見送られているという点でも問題があると思います。政府は、増税なき財政においては、基本的に見送られているという点であります。政府は、増税なき財政においては、基本的に見送られているという点であります。

財政の中での税の役割といふことでお答えしますと、財政全体は、資源の配分、所得の再分配及び経済に対する役割、この三つであるうと思います。税としましては、再配分の問題が従来から言われている問題で、それから経済政策的に役割を持つかといふ問題、この二つ。その中で資源配分のところが経済政策的な問題として絡んでくる。大きく言えば、再配分の問題と政策的配慮というようなこと、しかし基本的には公平という概念が重要である、根っこには租税法律主義があるということであらうと思います。

○審議委員 税制における所得の再分配機能といふことをちょっと問題にしたいわけです。
質問があれば再配分の問題については御意見を申し上げます。

これを今後重視していくというお考えであるのか、あるいはこれはそれほど重視する必要がないというお考えなのか、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

うと思います。

これは沿革的には、税の面で再分配をするということと、累進課税が行われる、限界効用説とかいろいろあります。そういうことで上の所得についても、限界的な部分の課税を高める、比例税率ではなくて累進をするという考えは、歴史的にはまだなんだら沿革を持つたわけですが、古い税率構造は比例税率であつたわけです。それが基本にございまして、英國の例で申しますと、比例税率から始まってそれに軽減税率がくついた、これは貧民法的な思想です。それで、今度は上方に累進をかけるということで再分配をするという社会政策的な機能を税制に持たしたということであらうと思ひます。

これがずっとわが国でも古くから言われて、いまだお根強いんですけれども、その間において歳出構造が変わってきたということはやはり考えなければならないかと思うのです。歳出構造が下に厚いければいかぬと思うのです。歳出が再分配をしてい社会福利型になってきて、歳出が再分配をしてい

るという際、社会保障が大きくなってきた際の税制面における累進構造をどう見るかという問題は、現時点及び将来において考え方を新たにする必要があるという気がします。

もう少し言わせてもらいますと、とは、歳出と歳入が一緒になければいかないとを意味するわけです。社会保障費ときくなつてきますから、それを安定的にということに税の大きな役割りが加わるので、その税の構造として累進構造けに求めることが、社会福祉がく際に安定的な財源として確保できるというところには、従来の累進課税について見方が外国では一般化しておりましたが行われて、むしろ累定財源を確保するに移っていますので、従来の累進課税が古典的な意味をまた見直されておるも申し上げたい、こう思います。

○審輪委員　主税局長は確かにいまおたようなことを雑誌等でも常に言つて、行はれども、何處かで、

で、所得再分配を重視する考え方はもう古くなっているのではないかとまで言っておられます。諸外国でそういう動きがあるということはとも

かくといたしまして、わが国において、いまこういう税の機能として考へるときに、所得の再分配機能を軽視するということはとんでもないことだ

と私は思うわけです。もちろん、財政に課せられた機能というのは当然のことながら歳出面、歳入面、両方で考えるのがあたりまることであります

す。だからといって、歳入面における税の機能が所得再分配機能を軽視してよい、あるいは否定してまでよい、ということは絶対に言えない、むし

る、今日のわれわれの生活の実態から言うならば、一層重視されるべきだと考えます。

の点についてはいろいろな変化があることは確かです。しかし統計上、この社会保障による再分配効果というものがジニ係数というようなものであら

わされていいる部分がありまして、ここでの再分配率というのは下がってきているというふうにも発表されているわけです。そういう中で、大蔵省が一昨年の七月出されました「歳出百科」では一所

得の再分配」というところで、財政の歳入面においては、所得税、住民税、相続税などについて累進税率が適用されることにより高額所得者には重く、低額所得者には軽く課税されているということで意義が述べられているわけです。一方、歳出においては低額所得者により多くの経費が振り向かれており、こういう両方の関係を通じて所得の再分配という意義が述べられているわけでですね。

二 係数に関してはします。
それから、勤労意欲というものをどう考えるか
ということです。勤労意欲というものを抜きにし
てはこれは成り立たないわけで、余りに累進がき
ついということがどういう社会的な影響を持つ
か、働く者の意欲ということ、それから貯蓄に課
税をするという所得課税の問題ということであり
ます。

一 応そういうことであります。

こういう議論はともかくいたしまして、私どもの現実の生活、昨年來の行革の中でも福祉が削られてはいるといふようなことがあちこちで起つておられますし、そういう点から考えてみますと、いま主税局長が言われた見直しのようなことはあってはならないことではないかと私は思ひます。

そこで、主税局長の御見解は何いましたけれども、その点について、税における所得の再分配機能を重視していくべきか、あるいは軽視してもよいとお考えなのか、大藏大臣の御見解を伺います。

○福田(幸)政府委員 ちょっと補足させていただきたいたのですが、ジニ係数のお話が出たのです。ジニ係数のところで、わが国のジニ係数というものは要するに上下の格差があるかどうかということです。

ジニ係数は、OECDの発表の税込みのことです。見ますと、日本はオーストラリアに次いで二番目に所得の格差がないということは御承知だと思います。税金を引いた後のところでは、スウェ

ーデンその他北欧では非常に高率課税をやつていいますので、スウェーデンが一位になつてくるわけです。日本は課税後におきましても四位といふことで、その上下の格差がないという構造の社会の中で累進構造はどういう役割りを持つか、国民が

非常に固まつておる眞ん中のところ、そこに税率をどう求めるかということですから、累進構造が余り学問的な立場じゃなくて実態どおりであるか、働く者の意欲ということ、それから貯蓄に課税をするという所得課税の問題ということあります。

二係数に関してはします。

それから 勤労意欲というものをどう考えるかということです。勤労意欲というものを抜きにしてはこれは成り立たないわけで、余りに累進がきついということがどういう社会的な影響を持つか、働く者の意欲ということ、それから貯蓄に課税をするという所得課税の問題ということあります。

一応そういうことであります。

○ 管理委員 大臣、お願ひます。

○ 渡辺国務大臣 やはり所得再分配機能というのは私は尊重したいと思っております。しかし行き過ぎはいけませんで、そこを適正に直すことが必要だ。どことどことを比べて日本は大金持ちを優遇しているとか、そういうことがござりますが、間題は比べるもののがなければだめなわけですから、どこの国と比べて優遇しているかということになりますと、所得税においては、少なくとも所得税と住民税で八千万円以上を超えると九三%の税率なんという国は私は余り知りません。これは少し行き過ぎじやないか。

実は、共産主義の国でも工場長とか大臣とかといふが一般の何倍ぐらいになつておるか。月給そのものは三倍とか五倍ぐらいにしかなつていらないが、そのかわり、入つている邸宅は全部ただとか電気料もただとか、それから女中さん何人つきとか護衛つきとか自動車はただとか、それから安く買えるクーポンか何かもらって普通の人より安い品物が買えるとか、こういうのを比較する七、八十倍くらいだ。

日本では、日本の大臣なんというのは実際は自炊しているわけだから。だから、現実の問題として大邸宅に入つてやつっているわけじゃなくして、外国の人が聞いたらびっくりする。日本は到底した民主主義といいますか所得再分配機能を

むしろ農村などに行つて行きますと、所得税を払つている人は非常に少ない。それは数多くらいですよ、農業をやついて農業だけの所得で。しかし、一番問題は医療費なんですよ。医療保険料、国民健康保険税とか、大体年間に二十万から二十四五円ぐらい払いますから、月二万円ぐらいとられますから、この問題の方がむしろ滞納があつて問題になつておる。年間十三兆医療費がかかるといふという問題で、だからそういうようなものについては、国民の負担からすれば、出す方からすれば税金で負担するのも保険料で負担するのも同じですから、だから医療費の削減合理化といふようなことはわれわれは言つていいわけなんです。

ですから、そういう社会の状況というものはよく見て、所得税が減つてもほかのものがうんとふえたのでもだめですから、しかしながらそういう制度があればある程度ふえざるを得ないし、しかしその制度の中でもだがあるかどうか、あればそれは直さなければならぬしというようなことで、総合的にそれは考えてまいりたいと思っております。

○議論委員 いまおっしゃいましたように、まさに国民健康保険の保険料にも滞納が出ているというお話をですが、それはやはり所得税と保育料が絡まつてくるように、所得税あるいは住民税と国民健康保険の保険料が絡んでくるという仕組みもあることを御理解いただいているというふうに私は受けとめたわけです。その点を前提として、やはり後そういう税の分野と保険料とのは生活の実感から言えば公共料金の値上げと、あらゆる点での負担感が強まつてある中での税ですから、それをお考えいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それで、統いてちょっとと租税特別措置の整理合理化の問題をお尋ねしたいと思います。

大蔵省の基本方針は、五十七年度の方針として新設、拡充はしないとか、あるいは政策目的が薄れているものは廃止するとか、期限が到来するものは大幅削減するとかいうようなことがあったと

聞いております。ところが、今回筑波で六十年開催予定の科学技術博覧会の出展準備金制度といふのを新設しようというわけです。これは基本方針と矛盾するのではないかかというふうにも思います

が、いかがでしょうか。

○福田(幸)政府委員 唯一の新設項目がこの国際科学技術博覧会出展準備金でございます。

これは、前例と申しますと万博それと沖縄博があつたわけございまして、今回の科学博といふのも同じ性格のものと考えざるを得ないので、いろいろ検討をいたしましたが、これはやはりほかる企業優遇といふよりは国家的な趣旨を持つものでございますので、これが成功するため従来の例に沿つて設けたということで、例外扱いといつました。いすれにしましても、これは大企業優遇という趣旨ではない、科学技術博の趣旨に照らした唯一の例外という政策目的を持つておるといふことでございます。

○議論委員 この準備金制度は、出展一平方メートル当たり三十五万円、民間に予定されているのは五万平米、したがつて年間百七十五億円の準備金といふふうに計算上なるわけです。これによる減税、減収の見込み額といふのは一体どれくらいになるものでしょうか。

○福田(幸)政府委員 初年度十億でございます。

○議論委員 その他はどうなりますでしょうか。

初年度十億とおっしゃいましたね。

○福田(幸)政府委員 平年度三十億で、それが開催されたときにはもう取り崩しが終わるというところで、後は事はそこではつきり終わつてしまつとう性格の準備金でございます。

○議論委員 いま特別の制度は大企業の優遇ではないというふうにおっしゃいましたけれども、大

阪の万博などでは大体一、三十社の出展でやられたそなで、この科学万博の方も同様な形でされると思えば、年間八、九億という大型準備金といふふうになる。そして神戸のポートピアでは、このような準備金がなくても出展し、成功しているわけですから、大企業にはこのようないくつかの特別措置をと

らなくとも十分出展できるのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○福田(幸)政府委員 神戸の場合は民間ペースで非常に成功したわけですが、この科学博はどういうふうに運営されるか、今後の問題です。

〔大原(一)委員長代理退席 委員長着席〕

これは準備金で、その損失というものが明確に予想される金額を準備するわけで、その間これは課税の繰り延べにすぎませんので、絶対免税ではない。その間この準備金を利用して、中小企業もこれがあれば当然参加ができるわけだと思います。

ですから、今後どういうふうに運営されるかは担当省庁で計画されると思います。いすれにしましても、この趣旨に合つた運用を期待しておるということでございます。

○議論委員 大臣がお急ぎのようですので、一点だけお尋ねしたいと思います。

これは開催に当たつての閣議了解というのもございまして、現在最優先課題として財政再建に取り組んでいるということにかんがみ、開催諸経費については既定経費の枠内で捻出せざるを得ないというような取り決めがあるわけで、それを考えてみても、これは矛盾するのではないかということが一点。

それから、この臨調の答申では、企業に対する保護、助成の見直しというのを指摘して、租税特別措置には一層厳しい見直しということを言つてゐるわけです。一方、この科学万博推進の中心となる博覽会協会は臨調会長の土光さんがされいるわけです。こういうふうな中で企業向けの準備金制度が新設されると、このことは、臨調の答申にも反するのじやないか。土光さんは、国民には厳しく冷たい負担を強いながら、身内である財界や

別な問題をお尋ねしたいといふふうに思ひます。

○議論委員 いま特別の制度は大企業の優遇ではないといふふうにおっしゃいましたけれども、大

企業のためには身勝手な制度を平然とつくると

か。

だから政府は、ここで余り必要性がないと私は思ひますし、企業優遇といふ準備金制度ですか

ら、この準備金制度はもうこの際やめるべきじゃ

ないか。科学万博については、財界にこういう御時世だから延期といふことも考へられるのじやないかといふ報道もされておりますし、その点を含めて、この準備金制度をこの際ばつとやめるべきだと私は思うので、大臣の判断を聞かしてください。

○渡辺国務大臣 科学技術博覧会の既定経費の中でやれ、政府の金を余り出さないと言つていながら、要するに準備金制度がある。ペーリオントリニティを

取り壊したときに、これはどうせ経費になるわけですね。経費になるけれども、その経費を平準化するというだけのことです。取り壊せばそのときに一度に経費にどんとなるわけですから、それを数年間に分けて経費にする、そういうことなんです。ですから、特に万博の大企業優先といふふうな話ではない。やはり万博やるかやらぬか議論のあるところなんです。しかししながら、エネルギーとか科学技術日本においては特に科

学技術というのは、資源のない島国であつて、これから頭脳集団として生きていかなければならぬ、そういう点で幾ら金がない金がないといつて

も、そういう大事なところはやはりめりはりのついた金をある程度つけざるを得まいといふところから、これは聞くことにしたわけでございますので、何分御了承を願います。

○議論委員 大臣がおられませんので、ちょっと別の問題をお尋ねしたいといふふうに思ひます。

昨年十一月六日の大蔵委員会で、中小企業の承継税制について私はお尋ねをいたしました。そのときに、この問題は検討するということになつて

いると思ひますけれども、どのように検討され、今後どんな見通しなのか、お聞かせいただければ

と思ひます。

○福田(幸)政府委員 中小企業の承継税制の問題、これは各方面から御意見がございまして、ただ問題が法制上の問題、相続税という民法を前提にした基本的な税法でございますし、さらに、特に技術的な面、その評価の問題が相続税の場合重

要でございます。特に株式の評価等をどうする

か、これをやはり専門的な立場でやりませんと、課税の公平という点では相続税が一番大事でござりますので、これをいま検討いたしております。それを税調にかけるかどうか、できたらかけたいと思います。やはりそういうふうなフェアな場で御議論をしていただいて納得しませんと、中小企業だけの優遇となりますと、農業は特殊な税制であり得るそのバックとして農業基本法があるわけだと思いますし、中小企業といいましても、相続税でございますので、これは資産を持っている人の話でございます。そういう意味で、サラリーマンのところの生活の最後のとりでの住宅がどうなるかという問題とのバランスもあります。そういう意味で、やはり十分に検討して、説明のできるものということで処理する必要があると思います。

いざれにしましても、これは批判を受けてもいるのですが、百人のうち三人がら四人ぐらいたしか相続税を納めています。そのうちで一人ぐらいが中小企業であります。さらにその一人の方も、ちょっと数字はラフに言つておりますが、親が財産を持つておつて、それを受けた商売をしてきたというよりも、自分で働いて財産を築いたという人が多いわけですね。ですから相続税というものは、私は自分の考えとしては、裸で生まれてきて自分で財産をつくつて最後は残さないというのが本来の資産の再配分だ。先ほどの資産再配分というのはそういう意味で、相続税というのは資産も相続税の問題、これはやはり慎重に考えなければいけないと私は思つております。

○審議委員 裸で生まれて裸で死ぬ、というそのあれはよくわかりますけれども、それはそれといったしまして、やはり中小企業の方からこういう要望が出ているということことで、中小企業庁の方からも、五十八年度から実施する、そしてその検討準備を進めるということで、要求が出ておるようですが、これを受けて大蔵省の方としても検討していく。新聞報道によれば、近く懇談会を省内に設

けるというようなこともされておりますし、いま主税局長が御答弁になりましたように、税調にもいますので、これをいま検討いたしております。それを税調にかけるかどうか、できたらかけたいと思います。やはりその実現方のために一層の御尽力をお願いしたいと思います。

ところで次に、昨年の三月二十四日の委員会で税制改正の審議の中ですけれども、そのときのパートの課税最低限の引き上げの問題で、七十九万円に引き上げられたわけですが、それでは余りに少ないということで、ぜひもっと大幅な引き上げをということを求めました。

と同時に、生活を助けるために内職をしておられる方々も大変ふえております。そういう内職の方々の場合は特に税金の面でいろいろ問題もございまして、実質的に労働の対価というふうな性格を持つものについては給与として取り扱うことができないかというお尋ねをしたところで、主税局長の御答弁もいただいているわけですけれども、その前に、内職の方々の税制に関する直接のいろいろな問題、要求について労働省の方から御説明をいただきたいと思いますので、お願ひいたしました。

○藤井説明員 現行の税制におきましては、内職的家内労働者の所得は、おおむね雑所得という扱いになつております。それですから、その課税所では、家内労働によります総収入の金額から必要経費及び基礎控除額、二十九万円ですけれども、それを控除した金額とされております。

これに対しまして、私どもの方に要望がござい

ますのはパート並みの課税ということですけれども、先生もおつしやいましたように、パートの方々は給与所得控除ということで最低五十万という

ことになつておりますので七十九万円、家内労働者の場合には、二十九万円プラス必要経費という

ことで、そこに所得の計算方法につきましての相違がございます。

そしてもう一つは、内職的家内労働につきまし

ての問題は、必要経費の算定に困難があるわけ

で、できるだけ実情に即した課税をやつしていく、

ひとつの実現方のために一層の御尽力をお願いいたしました。

○吉田(哲)政府委員 先ほど申し上げましたよ

うに、いろいろ規模、業態、取引様が違つてお

りまして、むずかしい問題は多いと思いますけれ

ども、実はその内職収入というのは、給与所得的面を持つておるのもあります。あるいは雑所得といつたようなものもあります。扱いはなかなかむずかしいわけでありますけれども、私どもは、たとえば源泉徴収票が出ておるとかあるいは支払い明細書が出ておりまして給与所得と認められるものにつきましては、給与所得の扱いを設けるよう制度改善の要望を行つたところでございまして、また、税の執行上の問題として検討する余地があるかどうかということで、税務当局ともいろいろ折衝中でございます。

○審議委員 労働省の方からいろいろ御説明をいたしましたけれども、そういう現状は大蔵省ども、家内労働者につきまして必要経費に最低限度額を設けるよう制度改善の要望を行つたところでございまして、また、税の執行上の問題として検討する余地があるかどうかということで、税務当局ともいろいろ折衝中でございます。

○審議委員 勤務時間の御答弁をいたしましたけれども、どういう現状は大蔵省ども、家内労働者につきまして必要経費に最低限度額を設けるよう制度改善の要望を行つたところでございまして、また、税の執行上の問題として検討する余地があるかどうかということで、税務当局ともいろいろ折衝中でございます。

○審議委員 勤務時間の御答弁をいたしましたけれども、どういう現状は大蔵省ども、家内労働者につきまして必要経費に最低限度額を設けるよう制度改善の要望を行つたところでございまして、また、税の執行上の問題として検討する余地があるかどうかということで、税務当局ともいろいろ折衝中でございます。

○吉田(哲)政府委員 国税庁の方はそういう御答弁をいたしましたけれども、実際内職の方々からの要望が労働省にも出でておるわけで、やはり経費の概算控除的なものを決めて、そして税の計算をするとい

ういう仕組みの要望が強いようにも思います。ぜひ

その点で、これでほつておけばいいのだ、あとは

何とかなるさということではなくして、積極的に、

今後もその要望を受けて、何らかの概算控除的な取り決めができるのかという追求を一層進めたいだときたいと思います。いかがでしょうか。

○吉田(哲)政府委員 先ほど申し上げましたよ

うに、いろいろ規模、業態、取引様が違つてお

りまして、むずかしい問題は多いと思いますけれ

ども、できるだけ実情に即した課税になります。ようく今後とも研究したい、こういうふうに思つておられます。

○審議委員 それではお願ひをしておきます。

最近、ゼロクーポン債というものが大変出回つている。これは、節税といいますか税金逃れといいますか、そういうような目的でもって高額所得者とか大資産家に異常な人気を呼んでいるというふうに報じられております。わが国の証券会社では、五十九年に実施されるグリーンカードの対策というようなことを売り込んでおりまして、この二月にユーロ市場で発行される四十五億七千五百万ドルのうち八割から九割ぐらいが日本で販売される見通しである、これによって、資本の流出による円相場への影響も懸念されるほどの大規模なものがあるというふうに報じられております。

これは、日本でゼロクーポン債を買い、償還前に売却すれば、差益はキャピタルゲインだから非課税だという点がメリットのようでありますけれども、そのうまみを宣伝して広がっているわけですが、やはりここをこのまま放置しておいてはいけないのではないか、この点に課税していくということを考えなければいけないのじゃないかというふうに思われますが、大蔵省の対応はいかがでしょうか。

○福田(幸)政府委員 ゼロクーポン債の問題が最近言われておりますが、数字的には五十六年四月から五十七年一月まで三億ドル程度だという推定がござります。五十六年中の外国証券投資全体で六十億ものですから、どの程度の影響を持つか、為替に影響があるというものは行き過ぎたううと思います。いまの金利は、金利というか米国金利での影響は端的にいまの相場にあらわれておりますので。ただ、こういうふうな動きがありますことは、御指摘のようになります。

これ自体、デフォルトリスクと申しますが、失敗したときに償還がないという危険を持つた内容の証券です。しかも為替リスクがございますし、流通性の市場もないということで、その辺は本人

の責任でやつておると思うのですが、この償還差益が最後のところでは総合課税になるというのは御承知のとおりです。

それともう一つは、購入先の証券会社に外国証券取引口座というのを設けさせておるわけです。そのところでチェックをすることは税務当局ができるわけです。

おっしゃっている、途中での転売がキャピタルゲインで抜けるわけで、これは、いまの制度自体が特定の場合以外は非課税になつてゐる。これはその前提での非課税なので、これに限つたことじやないのですが、いずれにしましても、問題はその資金の出所でありますね。だから、少額貯蓄非課税というグリーンカードの観点から、時効になつたものは心配要らないし、小さな勤労者は貯蓄できるのに、それ以上のところがこれまでを心配して、時効になつてしまえばもういいわけですが、それがそういう動き方をするというのには非常に問題があらうと思うのです。それはやはりクロヨンという問題以上の、課税が漏れておつたものがそこに動いておるということについては、課税当局は十分に関心を持つていて、国税の方においても、資金の出所に問題があるならば、いまの口座という問題を通じてチェックする、よく調べるということは当然の責任であろうと

○審議委員 そういうことで、キャピタルゲインの非課税の制度は一般論になりますので、むしろその資金が動いておるバックのところの源泉がどういうものかということに問題があるという関心を持つておます。

それは短期資金市場の問題だらうと思うのです。短期資金市場でCDという形で企業の資金運用を短期的にやる。そのときにCDの形でやる、もしくは国債の現先をやる、また公社債の現先をやる、そういう形でやつておるこの形が今後の短期資金市場としてどういうふうに本来のものになるかどうか。だから、資金の運用としては一時的経過的なものなのかどうか、そこら辺に問題があるうことです。

それは短期資金市場の問題だらうと思うのです。だから、引き続いてその方向を考えていだかなければならぬと思ひます。

○福田(幸)政府委員 ところで、もう一つ、昨年の十一月の大蔵委員会で私が指摘いたしましたCDの問題ですけれども、この問題については、そのときは実態を把握しておられないということをございましたが、その後はいかがでしようか。

○福田(幸)政府委員 いま考え方をお聞かせいただきま

すね。だから、本来、指名債権ですから譲渡の際には通知もしくは債務者の承認がなければ動かないわけですね。一方において、譲渡ができる、しかしその権利を化体した有価証券ではない。非常に性格がはつきりしない。したがつて、証券取引

法上これが有価証券にされていませんので、有価証券取引税が課されない。そういう法的性格がはつきりしない譲渡性の指名債権というのですから、両方の性格を持つていて、証券取引法上性格が明確でない、いわゆる有価証券ではない。そのところが今後どうなつていくかの問題だらうと思うのです。

それは短期資金市場の問題だらうと思うのです。短期資金市場でCDという形で企業の資金運用を短期的にやる。そのときにCDの形でやる、もしくは国債の現先をやる、また公社債の現先をやる、そういう形でやつておるこの形が今後の短期資金市場としてどういうふうに本来のものになるかどうか。だから、資金の運用としては一時的経過的なものなのかどうか、そこら辺に問題があるうことです。

それは短期資金市場の問題だらうと思うのです。だから、引き続いてその方向を考えていだか

ね。短期資金市場でCDという形で企業の資金運用を短期的にやる。そのときにCDの形でやる、もしくは国債の現先をやる、また公社債の現先をやる、そういう形でやつておるこの形が今後の短期資金市場としてどういうふうに本来のものになるかどうか。だから、資金の運用としては一時的経過的なものなのかどうか、そこら辺に問題があるうことです。

それは短期資金市場の問題だらうと思うのです。だから、引き続いてその方向を考えていだかなければならぬと思ひます。

○福田(幸)政府委員 CDの発行残高自体はわか

っています。

そういう意味で、国債がそういうふうに課税は

されておる。それを、有価証券の現先の中で国債

の現先はむしろ免税にしろという議論がある。そ

○審議委員 再三申し上げますように、この問題、私どもは強い関心を持つて注目をしていきました。それで、大臣がおられませんので、あと午後でもまたお聞きすることにいたしまして、午前中の質疑はこれで終わらせていただきます。

○森委員長 午後零時五十分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時十分再開

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小杉隆君。

○小杉委員 まず、土地税制の問題について幾つかの疑問点をお伺いしたいと思うのですが、今までの土地税制の改正のねらいというのは、宅地の供給をふやし住宅の建設を刺激して内需の拡大に役立たせるということですが、果たしてそういうねらいどおりになるのかどうかという点に私は疑問を持つわけあります。

一つはまず、供給する側、地主の方が果たして土地を手放すかどうかということです。地主は、株や預金よりも土地を持っている方が資産価値があるということであれば、恐らくこれは手放すことにはならないだろうと思うのです。最近土地の上昇率といふのはどの程度になつてゐるのか、土地の値段の上がり方の方が金利よりも大きければ、土地を手放さないのじゃないかというふうに私は思うのですが、土地税制の改正と土地の供給という関係についてどうお考えになつておられるか、まずお答えをいただきたいと思うのです。

○福田(季)政府委員 今回の改正の一つの点は長期と四十四年以降というところの開きの分が長期として有利に扱われるわけですから、そういう意味で、十年というのが、今までにない一つの長短のと比べますと、十年ということで、その間十

の区分がはつきりしたという点で、今まで拘られておったのが解放されるという効果はあるううと思います。
それから、四分の三の総合というものが八千万超だったと思いますが、そのところが四分の三総合なものですから、累進課税に四分の三さらに総合しますから相当課税額が重いということで、八千万のところまでしか売らないとか、そういうことでそれ以上が出なかつたというのは統計からも出ています。そういうことで、八千万のところを取つ払つて、下の二〇のところは別として、全部二分の一という原則的な形になりましたので、いまの二つの点が、今まで阻害要因になつていたのがなくなるという意味で供給効果がある。
もう一つは、長期安定税制にしたということですが、今までおつてももう緩和されるとこではない。いままでは毎年何か緩和期待がございましたが、今後はこういう税制ですつといくんだというところでござりますので、その辺の思惑による売り惜しみはなくなるという点が一般的に考えられます。
それからもう一つは、優良宅地の場合に三年間に限つて軽減税率があるとか、農地の場合も三年間に限つて市街化区域内の農地の宅地化の場合の軽減税率がござりますので、そういう三年間を限つて低い税率の部分については、その間に出てくることなどが一応期待される税制になつております。
どのくらい動くかというのは、確かにいまおつしやつているように売る地主さんの立場がいろいろあるのですから、金に困つていなければ売らないとか、金利との比較でどう考えるかという点はいろいろあると思いますが、今まで阻害になつているところを外したということで、一般的には供給効果は期待できるのじきないか、こう考えております。

つっているところは、建設省なり国土庁の期待して
いるところは、いままで売らなかつた人たちを刺
激をする。やはり土地を持っていた方が有利だと
いうことであれば、いかに税制を緩和したとして
も手放しはしないと思うのです。
そこで、先ほどの質問にまだお答えいただいたて
いないのですが、これは大蔵省で答弁するのはち
ょっと無理かもしませんので、建設省あたりい
まの質問に答えてくれませんか。——それじゃ私
の質問に答えられる人を手配をしていただく間に
別の質問を一つやります。
もう一つは、供給側の事情じやなくて、今度は
購買をする側の事情を申し上げたいと思うのです
が、最近、五十三年以來所得税減税が見送られて
いるということで、一般の消費者の中に非常に住
宅に対する投資意欲がいま冷え込んでいるわけで
す。最近マンションの売れ残りなども非常に多い
という状況ですね。現在マンションの売れ残りの
状況というのはどのくらいなのか、これはわかり
ますか。

すい環境にはなるということが一般的に言えると思います。供給があえるということが買う方から見れば有利な立場に今後なるということは一般的に言えると思います。それは、減税がなかったからといふよりも、土地が高い、住宅が建設資材の関係で高くなっているという問題はございます。それは買う方の資金がどうか、いろいろな融資が今後どういうふうに行われるか、その辺の金利の問題と資金繰りを主計、理財の方で総合的にやつておりますので、そういう意味で買う方の立場としては、供給があることに対する対応するだけの資金力を持つような総合施策が行われておると、いうことではないかと思います。必要でしたら主計局が答弁します。

○小杉委員 供給があえれば買う方もあえるんじやないかというお答えですかけれども、それはマンション業者だって商売ですからできるだけ売りやすい値段で売ると思うのです。いままでは土地が高かつたし住宅建設費もどんどん上がっているということ、首都圏なんかは最近三千万出さなきゃ買えないというような状況になつてきています。

だから、いま局長が供給があえたから需要も伸びるだろうというのは、価格の面でいまと同じような価格でずっといたとしたら、今までさえ首都圏で一万戸も売れ残っているわけですから、私は、そう単純に供給の増加が需要の増に結びつくとは考えられないと思うのです。ですから、その辺の、たとえばこうやって税制で大幅に優遇をする、今まで八千万超は四分の三というような重い税金であつたのを大幅に緩和するわけですか、その点で今度マンションを売る側に対しても消費者の方に還元をされるような一つの指導なり仕組みというものがないくては、需要増には結びつかないだろうと私は思うのです。

そういう点で、どうお考えになつてあるのか。ただ単純に、税金だけまけました、それだから需要が伸びますというふうな説明では、私は単純にうなづけないです。

○福田(幸)政府委員 おっしゃるとおりだと思います。それで、税金の方がいろいろな阻害要因にならないようになります。かつては誘導したとかいろいろ介入しておったわけですが、税がもともとの姿に戻ったということで、本来の、関係省庁がおつしやるような住宅の問題をそのものとして取り上げてどう対応をするか、そういう姿勢ははつきりしてくると思います。

これはいま答弁すると思いますが、税の方は、これでわれわれとしてはできる限りのことをやつてもどもとの姿にしたということで、今度は政策当局がはつきりといまの問題をどう処理するか。土地問題それから住宅問題のネックはどこにあるかということを真剣にやってもらわう。税の方は、今後税の責任にしてもらいたくないという立場をはつきりしたというわけであります。

○西垣政府委員 いまの先生の御質問は、宅地に対する需要喚起のためにどういう政策をとったか、こういうことかと思いませんが、宅地に対する需要喚起のためには住宅を取得しやすくするといふことかと思いますので申し上げますと、限られた厳しい財政事情のもとでござりますけれども、住宅建設融資枠の拡大というようなことで、住宅公庫の貸付戸数を五十六年度の五十一万戸から五十四戸にふやす。あるいは財形持株家融資を三万戸から三万一千戸にふやす。年金還元融資を十九万五千戸から二十万五千戸にふやす。

さらに、若いときに取得いたしましたと支払い能力が非常にきついというようなことがございますので、現在の年功序列給のもとでは当初は低い償還でだんだん高くなるといふようなことが、支払能力という点から言えば合理的ではないかといふような考え方がございまして、初期負担の軽減ということでステップ償還期間の延長、これは三年を五年にする、こんなこともやつております。ドックを抱えておりますし、経営自体に相当反省がありまして、住宅価格をできるだけ抑えるという努力をいたしております。住宅政策上見ますと、規模を小さくするということは好ましいことはございませんが、価格が上がった分は規模その他を抑えていることはやつております。

したがいまして、ただいま主計局次長から御説

を一千七十万に上げるといったような措置を講じております。それから財形持ち家融資につきましては、従来財形貯蓄額の三倍までの貸し付けでございましたのを五倍に引き上げる、年金還元融資につきましては五百五十万円を六百万円に引き上げる、こういったような措置も講じております。それから、先ほどちょっと挙げられました既存住宅の購入をしやすくするという見地から、住宅公庫につきまして、既存住宅購入金利につきまして七分五厘を六分五厘に改定する。あるいは財形持ち家融資につきまして利子補給の制度を導入いたしまして、一年目ないし二年目につきましては二%の利子補給を行ふ、三年目から五年目につきましては一%の利子補給を行ふ、こういったような措置を講じております。

詳細につきましては建設省からお聞き取りいただきたいと思います。

○伊藤説明員 先生のお尋ねの、土地税制を改正した際に最終の住宅取得者に対する効果があるのかという点だらうと思いますが、五十四年、五十五年にかけて住宅建設が大分落ち込みましたが、その最大の理由は、やはり住宅価格、中でも土地の価格の高騰がやまなかつたところにあるというふうに言われております。特に大都市圏のマンション適地につきましては、やはり需要の供給そのものが少のうございまして、業者は需要を当て込みまして争つて買うということがマンションの土地の値段をつり上げる最大の原因ではなかつたかと思うわけでございます。

そういう経験を踏みまして、業界も最近は、先ほど申しましたように常時一万戸を超すような不景気を抱えておりますし、経営自体に相当反省がありまして、住宅価格をできるだけ抑えるという努力をいたしております。住宅政策上見ますと、規模を小さくするということは好ましいことはございませんが、価格が上がった分は規模その他を抑えていることはやつております。

したがいまして、ただいま主計局次長から御説

明しましたように、ああいつた住宅喚起のいろんな施策を整えますれば、住宅価格が安定する間に次第に取得能力がついてくる、景気の回復も若干見込まれるわけでございますので、所得も向上するということがあります。五十五年、五十六年度のようないくつかの低迷期からは徐々にでも脱出するのではなかつたがいまして、土地税制の効果としては、そなものはかかるのではないかと思っております。したがいまして、土地税制の効果としては、そなういった期間を越えて中期の効果という点で非常に大きな効果があろうかということを期待しておるわけでございます。

○小杉委員 確かに企業努力とかそれから市場原理が働いて、余り高過ぎるものは売れないということで適正な価格になると思うのです。しかし、いまでもマンションは売れ残つておるのが殺到する。それに便乗してどんどん値段をつり上げて、値段をつり上げても需要があるということをやはり土地税制の方で、あめと言つては変ですけれども、優遇をした以上は、場所がいいところだからといって歯どめなしに上げていくといふか指導していくくといふか、そういうことはお考えになつておりますか。

○伊藤説明員 一般的に、いま市場で売り出されるものの価格規制ということはなかなかむずかしかろうかと思います。

ただ、公的な融資を行つておりますものにつきましては、当然にその質等のチェックも行います。が、価格につきましてもチェックをするということをございまして、たとえば公庫融資の住宅につきまして調べてまいりますと、通常の融資を受けないものとの差は歴然としております。したがいまして、そういう融資条件的な面、融資をしたものに対する指導というような面を通じましていろいろなことはできますが、一般的に先生おつ

しゃいますような価格制限ということはなかなかむずかしかろうと考える次第でございます。

○小杉委員 それでは、ここで住宅金融公庫の問題に移りたいと思うのですが、住宅金融公庫の貸付金利が五分五厘になつておりますけれども、これは一般会計からの補給金で五分五厘に据え置い

ておるわけですが、五十六年度、五十七年度は一般会計が非常に財政が苦しいということで財政投融资が肩がわりして、たとえば五十六年度は六百六十億ですか、五十七年度は五百十七億というふうになっておりますが、こういう方法は五十八年度、五十九年度もとられるのかどうか、それをまず聞かせていただきたいと思います。

○西垣政府委員 利子補給金を繰り延べるという措置につきましては、現在国会に提出しております公庫法の改正法に根拠規定を設けまして、五十七、五十八、五十九と三年間にわたり繰り延べ措置を講ずる、こうすることを予定いたしております。

○小杉委員 そうすると、概略その三年度で幾らぐらいになりますか。

○西垣政府委員 これは、融資戸数あるいは一戸当たりの限度額をどう設定するかということにもよりますし、それからそのときの金利水準等にもよりますけれども、一応の想定で考えますと、五十七年度におきます繰り延べ額五百十七億に対しまして、五十八年度が約四百九十九億、十九年度が約四百七十億、その程度のオーダーにならうかと思います。

○小杉委員 そうしますと、三年間合計で千五百億円程度になるわけですが、これはどう処理されるのか。

それから、いま五十七、五十八、五十九年度の財政再建期間中だけの措置として繰り延べということを決めたのですけれども、しかし五十九年度で全部財政がきちんと立て直るかどうかというのはわからないわけですし、将来のこと聞くのはわからないのですが、六十年度以降一体どうするのか。やはり金融公庫の制度というのは、国民

にとつては生涯の生活設計にもかかわる問題ですから、余りこういう制度が短期的な措置ばかりをやつしていくというのは、私は好ましくないと思うのですよ。ですから、六十年度以降はどういうふうになるのか、それについてちょっとお答えください。

○西垣政府委員 一応今回の繰り延べの考え方を申し上げますと、これは公庫に対する補給金が現在激増いたしておりますのでそのまま計上いたしますと、バランスのとれた住宅対策の費用配分ができるというような問題がござりますので、これを平準化したいということでござります。

五十六年度の繰り延べ措置と違いまして、今回は法律をお出したしまして繰り延べに対する考え方を明瞭にするということで、繰り延べの考え方といたしましては、公庫が五十五年度に借り入れた財投資金に係る借入金の利息が、たまたま当時の財投金利が非常に高かつたということでおこなっておりました。八分あるいは八分五厘で借りております。年六分五厘を超えたこの金利部分に相当するものを繰り延べる、こういうふうにはつきりさせております。

法律の考え方といたしましては、五十七年度から五十九年度までの三年間の繰り延べ額につきまして、今回提出しております法律に基づきまして、昭和六十年度から六十六年度までの間に一般会計から公庫に対しまして、毎年度予算の定めるところに従いまして交付金を交付し、適切に補てんするということです。

法律の規定といたしましては、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案、これはたしか二月の九日に国会に提出しておりますが、その附則の第七項の次に八項、九項と規定を設けまして、その根拠規定といたしております。

次に、そのようにして六十年度以降これが返せるか。一つのお答えいたしましては、これは法律に基づいた制度でございますので、その法律に

従つて繰り入れを行なうことが義務づけられているということかと思います。

それからもう一つは、異常に金利が高かつた分を平準化いたしておりますので、年度ごとの負担額は平準化されますので、そう無理をしないで支払うことができるということで、支払いは十分可能であるというふうに考えております。

○小杉委員 この問題は財政再建と絡んでいるでなかなかむずかしい問題ですが、先日の行財政改革特別委員会でも、この五分五厘を据え置けといふ声が非常に強くて、大蔵省当局も非常に苦労されたと思うのですが、そこで今度新しい制度として段階制の金利を導入されたわけですね。

要するに、十年までは五分五厘だけれども、十一年目からはこれを上げていくことです。が、これを簡単に説明していただくのと、それが住宅金融公庫を利用する国民にとってどのくらいの影響、どのくらいの負担増になるのか、それをひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○西垣政府委員 基本的な考え方を申し上げますと、いまの住宅公庫の仕組みでございますが、低利で貸し付けを行なうために、高利で借りた金と低利な資金との利子の差額を補給金で賄う、こういう仕組みになっております。この制度ができましたのが四十一年度からでございまして、四十年度が補給金が一億四千七百万円でございました。五年刻みに申し上げますと、四十五年度が七十億九千七百万円、五十年度が五百二十七億二千百万円、五十五年度が千七百七十六億一千万円と、大幅な財政負担でございます。

家を建てる方からいきますと、それは借りられる金の利息は低ければ低いほどいいわけですが、しかしその負担は一般の納税者が負担する、こういう仕組みになつておりますので、これをそのまま納税者負担にかける、いつまでもかけていくのはどうか、こういう問題がございます。しかし、さりとて、住宅公庫の貸付金利を上げれば、せつかり家を建てたい人の建設意欲を阻害する、こういう問題もございます。

そこで、先ほど申し上げましたように、年功序列型の賃金体系で、だんだんと所得もふえていくということに着目をいたしまして、最初の十年間は安い金利で金が借りられる、十年たつて支払い能力ができてきたところで、利子補給が必要となるようなる金利に上げていく、こういう考え方で導入をしようとしておりますのが段階金利でございます。

ただ、そういうふうにしましても、うまく十年後に支払い能力が十分につければいいわけですが、ども、つかない人はどうするか、そういう点につきましてもケース・バイ・ケースで対応できると思います。

詳細は建設省から御説明いたします。○伊藤説明員 お尋ねの、需要サイドから見てどちらのくらいの負担になるかということでございますが、段階金利、五十七年度の予算で個人住宅の建設融資の場合には六百二十万ということになつておりますので、六百二十万円お貸しをしたという設定をしまして、当初の金利が五・五%、十一年目以降、今回の制度では、法律では七・五%以内で政令で定める金利、こうなつております。

現行は、二月に入りました財投金利が七・三となつておりますので、仮に十一年目以降七・三だとうふうに仮定をします。そうしますと、当初十年間の六百二十万円、二十五年の償還で計算しまして、返しますお金が月額三万八千七十三円でございます。十一年目以降はこれが七・三の残期間で償還するということになりますので、四万二千六百六十七円というになります。その差が四千五百九十四円でございます。これは当初の負担三万八千七十三円に対しまして約一二%ほどふえる負担になります。ただし、十一年目に一二%ふえるというのが年率平均に直してどのくらいの増加の額になるか、こういうふうに計算しますと、一・一%程度でございます。

したがいまして、段階金利ということで十一年以降若干の御負担をいただくわけでございます

が、年率一一一ということでございますので、大方の場合、所得の伸びもございましょうし、それから物価の上昇も全然考えられないということはございませんので、そういうことを考えますと、年率一一一%程度の増加ということでござりますので、御負担いただけるのではないかというふうに考えております。

令で定めるというのですが、その政令がどの辺で線を引くのか。

○渡辺国務大臣　それは、土地を買つても遊ばしておけば、それに保有税をかけるというような歯止めをかけておりますから、この前ののような心配はないと思います。過剰な、過剰というよりも、土地の仮需要は起きないと思います。

○小杉委員　それから、今回所得税減税というものが見送られたわけです。

○小杉委員 大蔵大臣の住宅対策としてできるだけ障害を除くんだというお話はよくわかるので

○小杉委員 大蔵大臣の住宅対策としてできるだけ障害を除くんだというお話をよくわかるのです。

これは建設大臣あるいは国土庁長官にお伺いした方がいいのかもしれません、大臣の見解も伺っておきたいのですが、果たして供給を促進することになるかどうかということなんですね。

しかしながら、自分の年齢でありますとか、それから所得の将来の状況等考えて、どうしても不^安だといふ人もおる。したがつて、今回の段階金利がそういった方々に住宅の取得を断念するということを期待してつくるわけではございません。

令で定めるのですが、その政令がどの辺で線を引くのか。
何か聞くところによると、もう生活保護されず
人の場合のみ五分五厘で据え置くのであつ
て、それ以外の人は全部財投金利に上げちゃうと
いうようなうわさも聞いておりますけれども、そ
の辺はどうですか。

○渡辺国務大臣　それは、土地を買つても遊ばしておけば、それに保有税をかけるというような歯止めをかけておりますから、この前ののような心配はないと思います。過剰な、過剰というよりも、土地の仮需要は起きないと思います。

○小杉委員　それから、今回所得税減税というものが見送られたわけです。

○小杉委員 大蔵大臣の住宅対策としてできるだけ障害を除くんだというお話はよくわかるのです。これは建設大臣あるいは国土庁長官にお伺いした方がいいのかもしれません、大臣の見解も伺つておきたいのですが、果たして供給を促進することになるかどうかということなんですね。

といいますのは、いまも土地は、かつての狂乱物価のときほど上昇はしておりますけれども、現在でも毎年一二%程度地価が上昇しているわけです。ですから、お金にかかるとかあるいは株で持っているよりも、やはり土地を持っていた方が

それが十一年目以降になりましても、一般的の国民は、こういう財政事情あるいは国民がみんなで持ち家を持つとうとき、お互に税金を負担しながら相互扶助で持ち家を持っているわけですが、そういった考え方から御負担いござります。ある意味で、こちに付しては皆ではありません。

線を引くのか。

何か聞くところによると、もう生活保護されそれの人の場合のみ五分五厘で据え置くのであります。それ以外の人は全部財投金利に上げちゃうと、いうようなうわさも聞いておりますけれども、その辺はどうですか。

○伊藤説明員 政令を定める際に十分検討いたしましたが、ただいま先生おつしやいましたように、生活保護すれすれということではなくて、住宅政策の中にいろいろな政策がござりますが、そういった住宅政策体系の中で公的な援助を行っているバランスというものを十分考慮して、そして十一年後でございますので、おつしやいますように予測が非常にむずかしい点がござりますけれども、いろいろなケースを想定をして、そして住宅政策の中のバランスを考えながら定めてしまひます」と、うふうに考へておられます。

○ 渡辺国務大臣 それは、土地を買つても遊ばしておけば、それに保有税をかけるというような歯どめをかけておりますから、この前のような心配はないと思います。過剰な、過剰というよりも、土地の仮需要は起きないと思います。

○ 小杉委員 それから、今回所得税減税というものが見送られたわけです。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕

そこで、五十三年以来五年間減税が凍結をされたということとのバランスから考えて、土地保有者というのは、いわば現代においてはやはり資産家であり、不労所得者と言うとちよと響きが悪いのですが、そういう人たちだけを優遇をしなくてはいけない理由は何んのかという率直な疑問があるわけですけれども、この点についての大臣の見解を聞かせておいていただきたいと思います。

○ 渡辺国務大臣 これは二つ議論があるのでし

○小杉委員 大蔵大臣の住宅対策としてできるだけ障害を除くんだというお話をよくわかるのです。これは建設大臣あるいは国土庁長官にお伺いした方がいいのかもしれません、大臣の見解も伺つておきたいのですが、果たして供給を促進することになるかどうかということなんですね。

といいますのは、いまも土地は、かつての狂乱物価のときほど上昇はしておりますが、それでも現在でも毎年一〇%程度地価が上昇しているわけです。ですから、お金にかかるとあるいは株で持つているよりも、やはり土地を持っていた方が資産価値があるんだということで、仮に税制面で緩和をしたとしても、果たして期待したほどの宅地が供給されるのかどうか。それは確かに、売りたがっている人というのは、もちろん今度の税制の緩和で相当促進されると思いますし、その点で私はより一歩は認めるつです。(以下、(略))

令で定めるのですが、その政令がどの辺で線を引くのか。

何か聞くところによると、もう生活保護されず人の人の場合のみ五分五厘で据え置くのであります。それ以外の人は全部財投金利に上げちゃうといふようなうわさも聞いておりますけれども、その辺はどうですか。

○渡辺国務大臣 それは、土地を買つても遊ばなければ、それに保有税をかけるというような歯どめをかけておりますから、この前のような心配はないと思います。過剰な、過剰というよりも、土地の仮需要は起きないと思います。

○小杉委員 それから、今回所得税減税というものが見送られたわけです。

〔委員長退席 大原（一）委員長代理着席〕

そこで、五十三年以来五年間減税が凍結をされたということとのバランスから考えて、土地保有者というのは、いわば現代においてはやはり資産家であり、不労所得者と言うとちよつと書きが悪いのですが、そういう人たちだけを優遇をしなくてはいけない理由は何なのかという率直な疑問があるわけですけれども、この点についての大臣の見解を聞かしておいていただきたいと思います。

○渡辺国務大臣 これは二つの議論があるのでして、要するに、土地というものがお金にかわっただけだから財産があふえたわけじゃないかという議論が一つあります。株も売つても課税しない、一回だけなら。ある限定された数量はあります、それが、それはキャピタルゲインだ。ところが、いやそうじゃなくて、当然それは所得だから、安く買つたものを高く売るんだから課税すべきじゃないかという議論もあります。

われわれとしては課税をするということを基本として考えておるわけです。しかしながら、宅地の政策という問題が大きく取り上げられて、宅地の供給が非常に少ない。四分の三も総合課税になつておけば、それに保有税をかけるというような歯どめをかけておりますから、この前のような心配はないと思います。過剰な、過剰というよりも、

○小杉委員 大蔵大臣の住宅対策としてできるだけ障害を除くんだというお話をよくわかるのです。これは建設大臣あるいは国土庁長官にお伺いした方がいいのかもしれません、大臣の見解も伺つておきたいのですが、果たして供給を促進することになるかどうかということなんですね。

といいますのは、いまも土地は、かつての狂乱物価のときほど上昇はしておりますけれども、現在でも毎年二〇%程度地価が上昇しているわけです。ですから、お金にかえるとかあるいは株で持っているよりも、やはり土地を持っていた方が資産価値があるんだということで、仮に税制面で緩和をしたとしても、果たして期待したほどの宅地が供給されるのかどうか。それは確かに、売りたがっている人というのは、もちろん今度の税制の緩和で相当促進されると思いますし、その点では私はメリットは認めるわけです。しかし、いままでだつて八千万円を超えるやつは四分の三かかるというようなことで、売らないで等価交換方式でやってきた面もあるわけですからね。

ですから問題は、やはり売りたいと思っていた人よりも税金が高いからやめておこうというのだと私が大事だと思うのですが、いまのような土地の上昇、一割程度ずつ上がっていくということになると、これはやはり銀行金利よりも有利ですしそういう点で果たして放出するんだろうかという率直な疑問があるわけなんですね。

その点については、これは国土府長官なり建設

○小杉委員 十年後のこととは予測のつかないことがあります。なんですね。ですから、一般的には所得もふえても、いくらかうし、支払い能力も上がっていくらかうし、と思われれども、その間に、いろいろ病気になつたりあるいは職を失うとかあるいは交通事故に遭うとか、いろいろなことが起こるので、そういう場合はケース・バイ・ケースで、所得が低額で居住の安定を図れないというような場合には政

線を引くのか。

何か聞くところによると、もう生活保護すれば人の人の場合のみ五分五厘で据え置くのであって、それ以外の人は全部財投金利に上げちゃうというようなうわさも聞いておりますけれども、その辺はどうですか。

○伊藤説明員 政令を定める際に十分検討いたしたいと思っておりますが、ただいま先生おつしやいましたように、生活保護されそれまでのことをではなくて、住宅政策の中にいろいろな政策がございますが、そういった住宅政策体系の中で公的な援助を行っているバランスというものを十分考えて、そして十一年後でございますので、おつしやいますように予測が非常にむずかしい点がござりますけれども、いろいろなケースを想定をして、そして住宅政策の中のバランスを考えながら定めてまいりたいというふうに考えております。

○小杉委員 すでに大蔵大臣も見えましたし、また、この点は今後の政令にゆだねるということですから、ぜひきめの細かい配慮をしながら政令をつくっていただきたいと思います。

それでは、まだ国土庁が来ておりませんので、また質問は後日に譲りますけれども、基本的な面で、大蔵大臣の時間がきわめて限られていますから、しぼつてお話をしたいと思うのです。

まず、今回の土地税制を緩和したことによつて、ちょうど昭和四十七、八年でしたか、非常に土地投機といいますか、地価の暴騰があつたわけですから、せつかりお話をしたいと思うのです。

まず、今回の税制改正によつて、せつかり政府が宅地の供給を促進しようあるいは住宅建設をかけるというのがいままで繰り返されてきたところですが、今回の税制改正によって、せつかり政府が税制を緩和すると常に地価の高騰に拍車をかけたというのがあつてはいけないと思うのですが、それを刺激して内需の拡大に努めようと言ひながら、実際のところは地価の高騰だけが残ってしまったという点についての心配はないのかどうか、まずお伺いしたいと思うのです。

○渡辺国務大臣　それは、土地を買っても遊ばしでなければ、それに保有税をかけるというような箇どめをかけておりますから、この前のような心配はないと思います。過剰な、過剰というよりも、土地の仮需要は起きないと思います。

○小杉委員　それから　今回所得税減税というものが見送られたわけです。

〔委員長退席　大原（一）委員長代理着席〕

そこで、五十三年以來五年間減税が凍結をされたということとのバランスから考へて、土地保有者というのは、いわば現代においてはやはり資産家であり、不労所得者と言うとちょっと響きが悪いのですが、そういう人たちだけを優遇をしなくてはいけない理由は何なのかという率直な疑問があるわけですけれども、この点についての大臣の見解を聞かしておいていただきたいと思います。

○渡辺国務大臣　これは二つ議論があるのでして、要するに、土地というものがお金にかわっただけだから財産があえたわけじゃないじゃないかという議論が一つあります。株も売つても課税しない、一回だけなら、ある限定された数量はありますが、それはキャピタルゲインだ。ところが、いやそうじやなくて、当然それは所得だから、安く買つたものを高く売るんだから課税すべきじゃないかという議論もあります。

われわれとしては課税をすることを基本として考えておるわけです。しかしながら、宅地政策という問題が大きく取り上げられて、宅地の供給が非常に少ない。四分の三も総合課税になつて、ちょっとまとまつたところを売ればほとんど手元に残らぬということでは、売りたくとも売れないという状態であるという、これも一つの理屈。したがつて、今回はたとえば特定なものは三年間に限つて分離課税にしますよとかいろいろなことをやって、まとまつた土地が供給をされやしないような誘導措置を講じた。それは宅地対策、住宅対策というものを最優先の政策目標にしたからだ、そういうことでございます。

○小杉委員 大蔵大臣の住宅対策としてできるだけ障害を除くんだというお話をよくわかるのです。これは建設大臣あるいは国土庁長官にお伺いした方がいいのかかもしれません、大臣の見解も伺つておきたいのですが、果たして供給を促進することになるかどうかとそういうことなんですね。といいますのは、いまも土地は、かつての狂乱物価のときほど上昇はしておりますけれども、現在でも毎年一二〇%程度地価が上昇しているわけです。ですから、お金にかえるとかあるいは株で持っているよりも、やはり土地を持っていた方が資産価値があるんだということで、仮に税制面で緩和をしたとしても、果たして期待したほどの宅地が供給されるのかどうか。それは確かに、売りたがっている人というのは、もちろん今度の税制の緩和で相当促進されると思いますし、その点では私はメリットは認めるわけです。しかし、今までだつて八千万円を超えるやつは四分の三かかるというようなことで、売らないで等価交換方式でやってきた面もあるわけですからね。

ですから問題は、やはり売りたいと思っていて人よりも税金が高いからやめておこうというのではなくと持ち続けていた人に少しでも手放させることが私は大事だと思うのですが、いまのような土地の上昇、一割程度ずつ上がっていくことになると、これはやはり銀行金利よりも有利ですし、そういう点で果たして放出するんだろうかという率直な疑問があるわけなんですね。

その点については、これは国土庁長官なり建設大臣に聞くのが筋かもしれないが、大臣の見解もひとつ聞いておきたいと思うのです。ふえれば土地の供給があえるから、全体としての歯どめも実はかかっているわけです。あとは税率を緩和することによって売つてもいいという人がいる人だけはとりませんということと、裏からの○渡辺国務大臣 それは、今度は農地の問題ですから、農業を途中でやめるというようなものはだめですよ、宅地並み課税もりますよ、十年間やれる人だけはとりませんということと、裏からの大蔵大臣に聞くのが筋かもしれないが、大臣の見解もひとつ聞いておきたいと思うのです。

需要供給の関係から値段はそんなに上がらぬだらう。こういうような見通しの上で今回の法案を提出したわけでござります。やつてみないとわからぬけれども、私は効果があると思つております。

○小杉委員 この問題は、後日また所管大臣を呼んで聞いてみたいと思います。

そこでいま大蔵大臣が一足先に触れましたのが、宅地並み課税ですね。本来、A、B農地を含めて十年間當農を継続するという意思があれば宅地並み課税を猶予するということだったのですが、今度、五年ごとの確認で當農が続けられれば、それまでの猶予分は免除するというふうになりまして、実質的には、今までの十年間といいうのが五年間に緩められてしまったわけですから、もう、こうしたことでは値上がり待ちの農地所有者に悪用されるおそれがあるのではないか。

あめとむちという言葉は余り使いたくないので、すけれども、あめの方はどんどん限りなく甘くして、むちの方は限りなく緩めちやつたというようなことになつたと思うのです。この点は農業関係者等のいろいろな陳情もあつたやに聞いておりまつすけれども、これについてどうお考えか、見解を伺つておきたいと思ひます。

○渡辺國務大臣 現行は、減額制度においては、三年以上農地として保全することが適当であると認める農地については毎年度の税額を減額してきました。いままでは毎年減額した。

ところが今回の徵収猶予制度においては、十年以上農地を継続することが適当であると認める農地については五年ずつ徵収を猶予し、その五年間農地を継続した場合には猶予税額を免除する。しかし途中で転用した場合には猶予を取り消す、収用等一定の事由で転用された場合を除き、直ちに延滞金を付して徵収猶予税額を徵収することとされています。したがって、現行制度に比べてかなり課税の強化が図られる、そういうような歯どめになつておりますから、少なくともいままでよりは歯どめは効いている、そう思つております。

○小杉委員 私は、大臣の見解とちょっと違ったですけれども、実質的に五年間になってしまったということに対しても罰則も何もないということです。この点はまた別の機会にやりますけれども、非常にしり抜けだと思います。

それから、もう時間がありませんから、私、基本的な問題についてお聞きしたいと思うのです。

三千七百五十億円発行したということでお、これだけの非難を私ども受けておるわけでござりますから、減税のために赤字国債をふやすなどということはどううございません。何に財源を求めるかといふのが問題でござります。

したがって、私は、過去五年間にわたって課税最低限が据え置かれ、その間物価も上がり、税率

思うのですけれども、それについて、これは本当に大蔵大臣に聞いた方がよかったです。それとも、時間切れで行かれましたので、率直なところを聞かせていただきたい、と思います。

係、また大蔵省との関係、自治省との関係というふうなことでもあらうと思うのですが、政府税調は総理

• • • • •

• 100 •

る、そしてその上で法案が提出されるということはそれなりにいいと思うのです。それでなければいけないと思うのです。

はそれなりの政策目標を持つて有効であるということですから、それ自体全部が悪いと考えるべきではない。

もう一度両者の関係を繰り返しますと、政府税調の方は、言論人といいますか新聞関係、テレビ関係が六人となりに多く入っておられます。そうち

しかし、そこは厳しく対処しないと、租税の公平というのが基準にあるわけですから、そういう意味で五十一年以来毎年厳しく見直しています。

○小杉委員：私も租税特別措置はできるだけ見直すべきだという立場ですけれども、ただいまは最後の回答の中にもありましたように、特に公害対策といふような問題で、ここ数年来、公害規制が非常に厳しくされてきているわけですね。中小企業にとって公害防止設備には莫大な負担を感じているわけです。

の中で経済活動をするための前提ですから、それは何か国が助成する、特別償却を当然やるという性格では本来ないと思うのです。

だから、最初のうちはいろいろなそういう助成が必要ですけれども、延々といつまでも、それは本来企業が負担すべきものではない、こう考えるべきではなくて、もう相当期間がたってそういう

ではいろいろ意見がございますでしょうか、われとしては、できるだけ広範な意見が聞けるよ
うな構成、特に世論を反映できるような新聞の方が
が多いという意味では役割りが相当変わってきて
いますし、中長期的な展望が重要ですから、今後
の運営は税調の中で御議論があつてどうするかと
いうことになっていくと思います。いずれにして
も中長期的な観点が重要であろう。

な状況ではさらに重要であろう、見方が厳しくなければいかぬ。

は政府にある、これは忘れてはいけないところで、大蔵省、自治省が立憲並局として責任を持つてやつていく、後はそういう形で両調査会があると受け取つております。

○小杉委員 次は、租税特別措置法の中の問題点御議論の点は、また税調の中で十分御議論にならうかと思います。

を伺いたいと思うのです。

今度の租税特別措置法の改正に当たっては、四件の廃止と二十件の縮減合理化、こういうものが取り上げられておりますが、この対象、取り上げた基準、どのような見地から選んだのか、まず聞かせていただきたいと思うのです。

で、政策目標をチェックし、手段としての有効性、実効性がどうかということで期限の来たもの

うので、この特徴の方がいま中心をなしています。

○箋輪委員 午前に続いてお尋ねいたします。

例外をなすにはそれなりの政策目的があるわけでございますから、その政策目標がそれでいいかどうかという問題、それに対して特別措置としての減額償却、特別償却とか準備金という手段が適切であるかどうか、実効が上がるかどうかという点で、それが適切なものであれば、特別措置として

るというふうに実感として受け取っております。

ただ申し上げたいのは、いまのような経済環境の中で仕事をやっていくときに、公害を防止するのは、企業の本来の姿勢として重要というか前提であると思うのです。それぞれの企業がその公害を出さないようにする、公害を防止する、騒音を出さないようにする、これはやはり企業が社会

面から、ぜひ税制の問題で再三申し上げた点について御配慮いただきたいと思いますけれども、特に、昨年お聞きしたことでもございますが、また課税最低限に関する問題をお尋ねしたいと思います。

午後三時三十一分開議

四

○森委員長 午後三時二十分に再開することとし、この際、休憩いたします。

○小松委員 きょうはちょっと国土庁が抜けちゃつたものですから、十分かみ合った議論ができなかつたのですが、また次の機会にひとつ国土庁も出席いただいて、きょう尽くせなかつた議論はその場で譲りたいと思いますので、一応私の質問

いては、今後やはり見直しの対象になるといふ

のコストとして考えて経済活動をするということ

け取られるようになれば、これは省エネだつてそうだと思います。ですから、名前は公害または省エネといつても、それは特別措置でやる以上は、ある期間たてば、もうそろはそれまで助成の理

性格では本来ないと思うのです。

いうことになりますと、そして所得税減税が行わ
れないなら、すでに地方税の方で問題になつてお
りますように、所得税の場合で生活保護世帯に課
税するという事態を招く、そんなことにもなりか
ねないわけです。地方税の方では非課税限度額を
設けるという、こそくな手段で生活保護世帯への
課税を回避しているわけですが、所得税に
おいてこういう事態に立ち至つたときに一体どう
なさるおつもりか、それをお聞かせいただければ
と思います。

○福田(幸)政府委員 所得税の課税最低限とい
るもの決め方の問題ということがありますございま
す。

これは、國の財政需要というものが最大のボイン
トで水準が決まるというのが、外國でもそういう内
容を生活費的に検討したことがあるのですが、私
考までございます。アメリカで一時いろいろ内
容を生活費的に検討したことのあるのですが、私
も外國各國で聞いてみたのですが、やはり行政上
の觀点でどう考えるか。さらに、午前中の御質問
にもありました、再分配というようなことで、歳
出の方に福祉が非常にふえてきますと、税の方
ではむしろ最低限は低くていいのではないかとい
うのが英國の考えです。英國では低いところから
税金を取る。というのは、税金が社会保険料的で
あるという考え方をとつておるわけです。これは
U・K・ヒックスも同じ考えをとつておるので
あります。どの水準から課税をするかと
いうのは税自体の考えで考える。

一方、生活保護は厚生行政の問題でございます
けれども、その個人が持つておる資産とか能力と
か、あらゆるもので生活が維持できるかどうか、
さらに民法上の扶養とかいうことやつてみて最
低生活が営めないと、いうよな際の問題として、
厚生行政がこれを考えるということであるわけで
す。

ですから、地方の方では單年度限りの措置とし
て、課税最低限とは別に一定の所得金額以下の者

について住民税の所得割を課さないという形でや
つておるわけですけれども、これは、所得税の課
税最低限といふ点から言いますと、生活保護基準
とは性格が異なるものではないかということで、
この両方の關係を基本的によく検討する必要があ
ると私は思うのです。そのところが、必ずしも
生活保護水準のところと見合は、それ以上でなけ
ればならないとか、その見合いで考えるとかいう
ことが直ちに結論ではない。両方の關係はそれぞ
れの考え方方がございまして、生活保護水準とい
るものもとり方にによってはまたいろいろあるわけ
ございまして、そういうことで基礎的な研究をや
つておこうと思います。

向こうが上がっていくから、こっちの方は自動
的に最低限を引き上げなければいけない、もしく
は地方税みたいな臨時なことをやるべきであると
いうふうに簡単にすぐに言えない。むしろ基本的
に、厚生行政の生活保護水準と所得税における課
税最低限というものをそれぞれの立場で考えると
いう関係で、両者が直結した関係にはないとい
うことはございます。いずれにせよ、基礎的な問題
として検討していくべきであろうと思ひます。

○審議委員 外国がまた出てくるわけですけれど
も、いろいろなことで外國の例をお考へになるの
は大変結構でけれども、實際、この生活保護世
帯に課税するという仕組みに理論上なつていくと
いうのは一体何年というふうに受けとめておられ
ますか。

○福田(幸)政府委員 生活保護費に課税はいたさ
ないわけでござりますので、その辺のクロスがあ
つても、そこが生活保護世帯、生活保護費に課税
するということではないわけで、まあそういう事
態にはなつておりますけれども、生活保護費が
今後どういう水準かということ、それは直ちに税
の方の課税最低限といふものと見合いで考えるべ
きかというのは、先ほど申し上げたようない基础的
に別個の問題としながらも、やはり検討を基礎的
にやりたいということで一応お答えします。

○審議委員 そうすると、その問題については検
討するということですけれども、ただ、課税最低
限の引き上げの必要性を判断するに当たって、こ
のことはこのことでもう別なんだ、構わないん
だ、仮に理屈の上で生活保護費に計算上課税する
ことで、余り緊急の解決の必要性を感じておられ
ないようにもお聞きしたのですけれども、その点
でやはり、もちろん生活保護水準が今後どのよう
な推移を示すかにかかるべきですけれども、
大蔵省として、そのぐらいの数字をいつごろ
かというのを考えておられるのじやないでしょ
うか。

○福田(幸)政府委員 生活保護費の方がどうなつ
ていくかは、これは主計局の方で、今後厚生省の
方との関係でどういうふうにそこを扱っていくか
という問題、それ自体の問題で、われわれとして
は、生活保護費がどういうふうになつっていくとい
うことを見越しながら、最低限をこうすべきだと
いうふうな検討はやつております。

外国ばかりで申しわけないのですが、英國の場
合は九十一万というところから課税しておるわけ
です。日本の場合は二百一十五万円ですね。九十
一万というので夫婦・子二人が生活できるとは考
えません。ですからその辺は、生活保護水準以下
のところからも課税をするという考えはやはり検
討に値すると思います。直ちに連動しないとい
うことで、われわれは課税最低限自体を税の立場で
どう考えるか、これは歳出の方の再分配機能とい
うこととの関連もあるらうか、こう思います。

○審議委員 そこで大蔵大臣にお尋ねしますけれ
ども、昨年この質問をさせていただいたときに大
臣は、「そういうことになるとこれは困つてしま
うんですね。ですから、やはりいつかは考えなけ
ればならない、そう思つておるんですよ。」とい
ふうに答弁していただきました。

税金と公的扶助は分けるという考え方ももちろ
ん一理はある、理屈の上では幾らでも言えるわけ
ですけれども、われわれの生活実感からいしま
して、生活費に非課税の原則というのは、地方税の
場合だけではなく所得税の場合でもそれがあるの
に思うわけです。そういう点を受けて、大臣はこ
の問題についてどうお考えか、重ねてお尋ねした
のだから、そのまま引き続き検討を重ねるという
ことだと思います。

○渡辺国務大臣 私はかねて申し上げているよう
に、過去五年間も課税最低限を据え置きにしてい
るということは事実でござりますし、それによつ
て、昭和五十二年から五十七年を比べてみると、
給与が三七%上がつておりますが、物価も上がつ
ておりますから、税引き後ということになります
と、三百万円の方だつたら四百十一万まで給与は
上がつておらず、しかし名目では三二・五
%しか上がりていないということになります。ま
ず、一千円クラスになると逆に二・四%ぐらい
目減りしている、その上になればもっと目
減りしているというのも事実でござります。
したがつて、それだけを見れば何とかしなけれ
ばいかぬなという気持ちとしてはあるのですよ。
あるのですが、この非常に厳しい日本の財政事
情、他国と比べてみても、財政的には日本が一番
国債依存度が高くて、ドイツが一〇%ぐらいで、
フランスなんかもつと下ですから、日本は
三三%とか二八%、七とか、ことし新予算で二二%にま
でしようというところで、それでも世界一財政状況
は悪いという状態でござります。幸いに物価もこ
とは安定しているということでもござります
し、財政事情からして赤字国債からの一刻も早い
脱却ということ也要請されているわけですから、
それらを考えると、財源事情等から見て、とうて
い五十七年度ではこれを直すことはできない。し
かしあつかは、そうちんと先でもないでしょ、
いつか、五十八年度以降なるべく早い時期に税率
構造全体の見直しをいろいろな部面で一遍する必

要があると私は思つております。ことに合算課税になるというような、グリーンカード制の実施というようなものとが相まって、これは逃げて通れない問題だ、そろ私は思つてはいるわけでござります。

○審議委員 大臣はできるだけ早くということでおっしゃっていましたけれども、私どもの計算でいきますと、五十八年度には生活保護水準と所得税の課税最低限とがほぼ一致してくるのではないか、そして五十九年度になれば逆転するというような事態にもなるのではないかといふうに受けとめています。そのよなことも指摘しておきまして、できるだけ早く課税最低限の引き上げというのをお願いしたいと思います。

それで、課税最低限に関連して、給与所得者の課税最低限は二百一万五千円、こういうふうに言われておりますけれども、その内訳は給与所得控除が七十五万四千円、人的控除が百十六万円、保険料控除が十万千円、標準世帯でこうなるわけですが、同様に、同じ標準世帯で白色の自営業者の課税最低限が一体幾らになるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○福田(幸)政府委員 事業所得者の場合、経費が一様でないということから、収入ベースで表示されますサラリーマンの課税最低限と比較することについてお尋ねしたいと思います。

事業所得者の場合、経費が一様でないということから、収入ベースで表示されますサラリーマンの課税最低限は、そのよなことも指摘しておきまして、できるだけ早く課税最低限の引き上げというのをお願いしたいと思います。

それで、課税最低限に関連して、給与所得者の課税最低限は二百一万五千円、こういうふうに言われておりますけれども、その内訳は給与所得控除が七十五万四千円、人的控除が百十六万円、保険料控除が十万千円、標準世帯でこうなるわけですが、同様に、同じ標準世帯で白色の自営業者の課税最低限が一体幾らになるのかということについてお尋ねしたいと思います。

計算するのか、事業従事者として計算するのかとすることは困難である、その理由についてはわかります。それは大変問題だというふうに思います。

○審議委員 全く給与所得者と同じようにといふことはできません。標準世帯の白の課税最低限は全く計算できないかという、たとえばこういうふうに計算できるということはあると思ひます。

昭和五十三年十月十三日の委員会で、当時の高橋主税局長は「事業所得者につきましても、夫婦、子二人で申し上げますと、いま百二十四万八千円という課税最低限に相なっております」というふうに述べておられるわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○福田(幸)政府委員 いろいろな仮定計算はできるものもございません。しかし本質的には、申し上げるかも知れません。しかしこの結果は、事業でございますのところの繰り返しになりますけれども、最低限は幾らであるかというのを事業所得者で見るときに、配偶者について配偶者控除を適用するのか事務ではないかというふうに考えます。再び答弁いたします。

事業所得者

事業専従者として扱うのか、配偶者以外の家族従事者について専従者給与をどの程度にするか、こういったものが異なるべきになりますので、一概に言えないと

いうのが本来の性格なんです。

さらに、青色申告をします事業所得の場合、事業専従者について完全給与制が認められていますが、これについてはいろいろ問題がありますが、さらにはなし法人課税制度を選択すれば事業主報酬、給与所得課税というのを認められることになりますので、事業所得の課税最低限を具体的な数字でお示しするのは、かえつていろいろな誤解とあります。しかしながら、給与所得の比較でこうこうというふうに受け取られますので、そこはそれぞれ事情が違うことがあります。しかし、事業所得者になりますと収入から引きます経費が業種により千差万別でございます。サラリーマンの場合の給与所得控除に対する経費として、どれだけの金額を想定するかということについて、画一的な基準を設けるといふことができません。さらに、配偶者その他の家族につきまして配偶者控除、扶養控除を適用していま私としては、その数字を現段階で知りません

ので、お答えできないということをごさいます。

じまないということで出してないということで從来から扱っております。

○審議委員 評価について今まで先回りして心配をされておりますけれども、その点は、それがどのような問題もございまして、サラリーマンと同じペースで事業所得者の課税最低限をお示しすることはずかしいということは御理解願いたいと思います。

○審議委員 全く給与所得者と同じようにといふことはできません。標準世帯の白の課税最低限は全く計算できないかという、たとえばこういうふうに計算できるということは御理解願いたいと思います。

○審議委員 全く給与所得者と同じようにといふことは困難である、その理由についてはわかります。ただ、だからといって標準世帯の白の課税最低限は全く計算できないかという、たとえばこういうふうに計算できるということはあると思ひます。

おっしゃるように、専従者控除の場合と配偶者はどうということがあるならば、それはそういう条件のもとに白色事業者の課税最低限はこうであるということを出せばいいのです。

それを抜きにして、一般的にできないという形で拒否されるのは問題ではないか。特に、わが党が求めた予算委員会への資料提出、ここでも出せないというような形で出していただいておりません。税の問題に関する審議について必要ということで私どもが要求したこと出せないというのは全くおかしな話で、こういう税の審議に当たっておかれることは問題ではないか。特に、わが党が求めた予算委員会への資料提出、ここでも出せないというような形で出していただいておりません。税の問題について要求された場合には公表するというのが国会あるいは国民に対する当然の義務ではないかというふうに考えます。再び答弁いたします。

○福田(幸)政府委員 やはり事業でございますの前提が区々であるというときに、一つの数字をお示しするという方がむずかしい問題が多いかと思います。したがつて、数字としては計算が一律のものとして出せないということの方が正直なお答えであつて、ある数字を何か想定することがむしろむずかしいのじやないかと思うのですね。

しかし、どこに問題があるということがそこから出てくるかということであろうと思うのです。ある仮定を置いて計算をするということにどれだけの意味があるのか。むしろ事業所得についてどういう問題があるのか、給与所得控除という形で提として考えるのか、給与所得との比較で事業所得の最低限が低いのだという御議論にもし御理解願うと、そのところがおかしくなりますので、前提をどう置くかがむずかしいのですから、事業所得で課税最低限は幾らといふのはやはり御要請がありましたが、少しにくい。何も隠しているわけじゃないのです。計算の仮定として性格上な

じまないということで出してないということで從来から扱っております。

○審議委員 評価について今まで先回りして心配をされておりますけれども、その点は、それがどの

よう判断をするかは、それぞれ出された資料に基づいてそれなりに判断すればいいことです。大臣はどのようにお考えでしょうか。

○渡辺国務大臣 主税局長、専門家がよくわからぬと言つてございまして、私も、どういうよう

な資料が必要なのか、また出せない資料を出せないと言つても、それもできませんし、よく話合つてもらいたいと思います。

○審議委員 計算上出せないということじやなくて、出せるんだけれども誤解を招くといけないと、いう御心配だらうと思うのです。遠慮なく出していただいて、後の判断はみんなに任せていただけたらいいんじやないかと思います。あれこれ理由をつけて出されないことについて、私は絶対に納得できないということを申し上げておきたいと思ひます。引き続き要求をしたいと思いますけれども、次へ進みます。

国税庁がさきに税の執行に関する実態調査といふものをを行い、その取りまとめを行われましたけれども、これについての所見はいかがでしようか。

○吉田(哲)政府委員 税の執行に関する実態調査

といつてしましては、国税庁で直接手がけたものは二つでござります。一つは、無申告に関する実態調査といふのを行つております。いま一つは、世帯単位の所得の実態調査といふのを行つております。

その結果でございますが、概略を申し上げますと、まず無申告に關する実態調査につきましては、約九千世帯につきまして調査をいたしました。

とも無申告の者の中でも所得税の申告義務があると思われる者は三十一名という結果になつております。これは調査全体の母集団に対しますと〇・三四%ということですござります。それから、その所得階層を見てみると、いずれも百五十万以下であるとかあるいは百五十万から二百五十万といふところに三十一名中二十九名が含まれております。

そういう結果から見ますと、いわゆる無申告者の中で課税されるべき者で漏れているという者は、人数から申しましても、あるいは所得金額から申しても、そぞ大きくなりのではないかといふふうに考えておるわけでござります。しかしながら、調査の結果無申告者の中に有資格者があるということも事実でござりますので、国税庁としては、今後新規開業届けの励行であるとか地方当局との連携とかいうようなことにさらに努力いたしまして、無申告防止に努めてまいりたいと考えております。

それから、その次の世帯単位所得の調査結果でございますけれども、営業世帯、農業世帯あるいはサラリーマン世帯、いろいろ区分してこれを比較いたしますと、一般にサラリーマン世帯に比べまして営業世帯、農業世帯におきましては、所得がいろいろな種類に分散多様化している傾向がござります。それから、世帯全体の生活が世帯主に依存している度合いを比べてみると、サラリーマン世帯では一家のあるじに依存する度合いが大きいのに対しまして、事業世帯では相対的に少ない、こういうような結果が出ております。また全般を通じまして、各世帯とも給与所得というものが生活の源泉として大きな意味を持っているところにも注目しなければいけないので、単に世帯主の所得水準あるいは納税額だけ見ても不十分ではないかと思うわけであります。

それから、いま申しました事業世帯におきまし

ては、いろいろ専従者給与とかあるいは法人が成り、そういうふうなことで事業所得が給与所得化していく、そういう現象がございます。これは全般の趨勢でありますけれども、しかし、その支払われている給与が果たして仕事の実態に合っているものかどうか、そういったところにつきましては今後さらに注意を向けていく必要があるうか、こういうふうに考へておられるところでございます。

○審議委員 国税庁の御見解は、税制から来るいろいろな問題があるというふうに概略承ったわけですから、一方では、総理府の内閣総理大臣官房の税金に関する世論調査というのがございまして、ここでは七三%の人が税に不公平感を持つというようなことが出されているわけです。不公平感を持つに至るいろいろな原因があると思いますけれども、いろいろな問題の中で、国民が実際に税の仕組みそのものを熟知しているということではないところから来る問題もあるかと思ふのです。午前中にもお話し申し上げましたようなゼロクーポンやあるいはC.D.やら、そういうふうにして課税を免れていたりする仕組みのあることから承知していない国民、そういうものから見れば、実態をもつと知れば、もつともっとたくさんの人が不公平感を持つだらうと私は思つております。

そういう中で、やはり減税の問題というのをどうしても前面にまた出てくるわけですね。減税は一日も早くやりたいけれども財源がなくてできないという考え方もあるし、また所得税減税はすべきでないという考え方もあるうかと思ひますが、こういうふうなことを言つておられる人がいるわけですね。私自身あるいは私の周囲の財政研究者が現在のわが国の所得税及び住民税所得割について抱いている感じというのは、決して耐え切れないほどの租税負担だという実感を持っている者は全くないわけです、こういうふうな意見があるのですが、この点について大蔵大臣はいかがお考へでしょ

○渡辺国務大臣 それはその人によつてはあるで
しょうね。農村等へ行くと所得税を払つている人
は実際問題として非常に少ないですから、払つて
ないんだから不平を言うといったつて不平の言ひ
ようがない。逆に、おばあちゃん、おじいちゃんや
がいて現金で五十万円福社年金をもらつてると
かそういうのがございます。ただ医療費の問題で
は、とてもじゃないがこれ以上医療費を上げられ
たんでは、二十万も一十四万も大変だという声は
たくさん聞きますから、所得税を払つてない人の
中ではそういう人もいるでしょう。しかし給与の
高い人はほどそれは物すごい重税感があるといふう
とも事実です。

○審議委員 実は、これは政府の税調の会長代理
である木下さんという方が言つておられるわけで
すね。税制改正の羅針盤的役割りを果たしたそととい
うような方が、大体租税負担の点について耐え切
れないほどだという実感は全くないなんていう感
覚で事を進められては大変困るわけです。こんな風
ようなことだと、別に所得税減税の必要性もなくな
なつてしまふわけで、非常に問題だということを指
摘しておきたいと思います。

減税の問題について言うならば、財源というこ
とも常に問題になりますけれども、私どもは、軍
事費を一兆円以上削るべきだとか、あるいは不公平
平税制を是正すべきだといふようなことをいろいろ
お提案しておりますけれども、軍事費を別にいた
しましても、いま不公平税制の是正によって財源
を確保し一兆円減税をという声はぐんと広がつて
きていると思います。

財源問題については、また次の機会にも論議を
いたしたいというふうにも思いますけれども、時
間もありませんので最後に、大型簡接税の導入と
いう問題と減税とが抱き合せで実施されるので
はないかというような議論があり、報道もされて
おるわけですけれども、その辺の本音をひとつ聞
かせていただきましてこの質問を終わりたいと思
います。

○邊境國務大臣 本音も掛け値もないでございまして、問題は物の考え方でございます。
ただ、こういうことは言えるのじやないか。御承知のとおり、先ほども私はお答えしたのじやないかと思ひますが、直間比率の問題で、日本はかつては六五の間接税だったものが、昭和二十五年から四十年にかけて四五ないし四〇%とだんだん下がってきて、現在は二七、こういうふうに間接税の割合が非常に少なくなつた。そのかわり所得税、法人税の比重が非常に大きくなつた。したがつて、國の財政支出が所得税と法人税にだけ頼るというものが実態になつておる。
しかし、財政支出のカットといつても、口で言うのは簡単だけれども、現実に切るということになると大騒ぎ、学校給食で百七十億円のものをたつた十七万円切るといったって、各政党からみんな押しかけてくるのですから。これも事実で、そういうふうに非常にむずかしい。一方、社会保障はふえていくということになりますと、何かで財源は探さなければならぬ。
そういうときに当たりまして、諸外国の例をまた引いては申しわけないのでですが、フランスは直接税の比重は四割、イギリス、ドイツは大体半々から六割程度ですね。日本は七〇以上というふうに直接税の比率が多いわけです。外国のそういう間接税の比率の多いところの国は、みんな野蛮国でもないし、非民主的な國でもないし、そんなに下層の低所得層をいじめている國とも私は聞いていない。したがつて、こういうようなものはいはずれにしてもだれかが負担しなければならないものなんだから、そういうようなものの中で、ひとつ歳出なんかうんと切れればいいのですよ、歳出の方がばさっと切れて、金が余ったから所得税減税というふうにできれば一番いいのです。
糸輪さんのように、軍事費を一兆円切つてしまえと簡単におっしゃるけれども、私の方は簡単にいかないわけですよ。そこにむずかしい問題があるわけです。したがつて、不公正の是正とかなんとかということについても、われわれは措置法や

何かをかなり洗い直して、私は、現在は制度的にそう大きなものはないと思っているのです。退職給与引当金とか物の考え方の相違はありますよ。しかししながら、さらに所得税の減税の財源を求めるというようなことになると、それは一つの財源ではないかと言う人がある。大蔵大臣じゃありませんよ。そういう人があるのも事実でございます。

大蔵大臣はどうなんだということでおざいますが、これは私としては、ことしは減税をすることはできませんので、そのかわり財源として考えるべきことは思つておりません。

○業輪委員 いろいろ言わされましたので反論したいのですが、時間がありません。

ただ、最後に申し上げておきたいことは、大臣は親しまれる、信頼される、愛される、大蔵省などというふうに言っておられるわけですが、減税もせず間接税の導入などをするなどということでは、とても愛されるというわけにはまいりません。恨まれる大蔵省ということになり、大蔵大臣は恨めれてしまうわけですので、その辺はぜひ国民の要求に従つて所得税減税、そして大型間接税の導入はしないという方法をとつていただきたいと強く要求して、質問を終わります。

○森委員長 沢田広君。

○沢田委員 大臣、御苦勞さまです。
ちょっと先に、大臣忙しいだろうと思いますが、商法に記帳義務というのが書いてありますね。大蔵省あるいは大蔵大臣としては、それほど

帳簿及貸借対照表を作ルコトヲ要ス 商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」というようなことが書いてござりますが、これだけそつくり読みましても、商人は帳簿を持たねばならぬというようにも解釈できることですが、商人というのはどの程度までを言うのか、そういう細かい法制上の問題については、

私もよく悉知しておらないので、専門家から説明をさせたいと存じます。

○福田(幸)政府委員 いまのは三十一條をおつしやつたわけでございますが、小商人というのが商法の八条にございまして、小商人についてはこれを適用しないということになつております。商法四条で商人の意義が書いてございますが、商法八条の小商人は、いまの商業帳簿については適用されないわけであります。

○沢田委員 いや、その商法に記載されている中身を、大蔵省としてはどういう理解をして受けとめているのかということなんですから、それについてお答えをいただきたい。商法の説明を聞いているのではないかであります。

○沢田(幸)政府委員 急な御質問で、頼強していらない点があるのですが、商法で一般的な規定で商業帳簿というものがわかるわけですから、やはり商業帳簿があるという大きな前提があると思いまして。今度は、会社法ではもつとこれは厳しくなつておると思いますが、税法の方から見ればどうかという御質問だらうと思います。

○沢田委員 国民が、商法を法律で規定して守らなければならぬ義務があるということとは、文部省も承知しているでしよう。どうですか。

○中村説明員 承知いたしております。

○沢田委員 要すれば、商法は基本法の一つです。今度は、会社法ではもつとこれは厳しくなつておると思いますが、税法の方から見ればどうか

といふふうに具体的に規定し、それがどういうふうな効力を持つかというのは、税法自身で考へる範囲の話であろう。しかし、商法の規定があるといふことは大きな前提として考へることは当然であらうと思います。

○沢田委員 商法に規定されている内容は、税金の対象とする場合にも、拘束をするとということが適当かどうかは別といたしまして、商法上の規定は、いわゆる除いているものを別といたしまして、商法上の規定は適用するのだという解釈をとつておられるのかどうか。

○沢田委員 私が言つているのは、商法にこういいう記帳の義務がある、中学校の教育課程にそれを含めなければ、最低のといいますかシビルミニマムとしての条件を満たさなければなりません。ところが守れないのがむべなるかなといふことになるのであって、商法で規定されていること

者」ということでございます。これはさきの答弁の補足でございます。

いまのは小商人ですから帳簿の強制はない。しかし、一般的な場合は商人ということでございませんので、これは帳簿の規定が適用になるということです。

○沢田委員 文部省を呼んであります。文部省の中学校の教育課程の中に、この帳簿とか、いま言われたような記載は含まれてゐるのですか、いないのであります。

○中村説明員 中学校の教育課程の中には、この帳簿の記帳について明確な位置づけはございません。

○沢田委員 なければならぬ義務があるということとは、文部省も承知しているでしよう。どうですか。

○中村説明員 承知いたしております。

○沢田委員 要すれば、商法は基本法の一つです。今度は、会社法ではもつとこれは厳しくなつておると思いますが、税法の方から見ればどうか

といふふうに具体的に規定し、それがどういうふうな効力を持つかというのは、税法自身で考へる範囲の話であろう。しかし、商法の規定があるといふことは大きな前提として考へることは当然であらうと思います。

○沢田委員 私が言つているのは、商法にこういいう記帳の義務がある、中学校の教育課程にそれを含めなければ、最低のといいますかシビルミニマムとしての条件を満たさなければなりません。

○沢田委員 私が言つているのは、商法にこういいう記帳の義務がある、中学校の教育課程にそれを含めなければ、最低のといいますかシビルミニマムとしての条件を満たさなければなりません。

○中村説明員 心身の発達段階に応じまして中等普通教育を施すことを目的としております。個々の職業に必要な教育につきましては、中学校では必要に応じまして選択科目でその基礎的なものを履修せることができるようになりますが、いわゆる義務教育の課程で全然教わらないものをお守りということ自身が無理なんじゃないですか。どうですか。

○中村説明員 中学校教育は、心身の発達段階に応じまして中等普通教育を施すことを目的としております。個々の職業に必要な教育につきましては、中学校では必要に応じまして選択科目でその基礎的なものを履修せることができるようになりますが、いわゆる義務教育の課程で全然教わらないものをお守りということ自身が無理なんじゃないですか。どうですか。

○中村説明員 中学校の義務教育におきましては、必須科目としては商業関係の科目の履修はございませんが、地域の実態、生徒の進路等の実情に応じまして、必要がある場合には選択科目としてこれを開設することができるようになつてゐるわけでございます。ですから、そういった生徒が非常に多い地域、学校におきましては選択科目として履修することもあるうかというふうに考えております。

○沢田委員 もう文部省は相手にしてもしようがないですね。

○中村説明員 えいでやつてゐるということですか。○中村説明員 個々の職業に必要な知識、技能を中心とした履修させるということとは、必ずしも中学校の教育課程としては適当ではないのです。いかとかと考へておるわけでございます。

○沢田委員 そうすると商法では、いまちょっと書かれていたが、あらゆる商売における損益計算書、貸借対照表まで、普通の出納簿であつてもその帳簿の中に入る。そうすると、義務教育が終わつたときにすべての国民がその程度の能力を持つことが整合性として必要になつてくるはずなのです。ところが中学校の教育の方ではそういうことを全然関知しないというのでは、その後の勉強はいざ知らず、最低の基礎的なものだけぐらいいは当然教育課程の中に含めなければ、いわゆる法律体系としての整合性というのがなくなるのではないか、こういうふうに思うのです。文部省が商売のことは関係ないという態度といふふうに思うのですが、あえて言いたいことがあります。どうですか。

○中村説明員 中学校の義務教育におきましては、必須科目としては商業関係の科目の履修はございませんが、地域の実態、生徒の進路等の実情に応じまして、必要がある場合には選択科目としてこれを開設することができるようになつてゐるわけでございます。ですから、そういった生徒が非常に多い地域、学校におきましては選択科目として履修することもあるうかというふうに考えております。

○沢田委員 もう文部省は相手にしてもしようがないですね。

○中村説明員 えいでやつてゐるということですか。○中村説明員 個々の職業に必要な知識、技能を中心とした履修させるということとは、必ずしも中学校の教育課程としては適当ではないのです。いかとかと考へておるわけでございます。

○沢田委員 もう文部省は相手にしてもしようがないですね。

○中村説明員 えいでやつてゐるということですか。○中村説明員 個々の職業に必要な知識、技能を中心とした履修させるということとは、必ずしも中学校の教育課程としては適当ではないのです。いかとかと考へておるわけでございます。

いか、こういうふうに思うから、あえて私は言つたのです。何か文部省は象牙の塔に立てこもつていて、そういうことは関係なしにやつていいようですがれども、それではもう見放されるだけであると私は思います。だから、教育の荒廃をわざりといふような言葉が出てくるゆえんもそこにあります。だつて、もっと実社会的なものになつてほしいと要望しまして、これは終わります。

そこで大蔵大臣、この記帳義務はそんなような教育の程度なんぞ余り強制する条件というのは——義務教育は中学までですから、民法であつて商法であつると刑法であつると、やはり義務教育の中までにおいて、実社会で必要な要件といふものはある程度具備されていかなければならぬ。これはほんの入口だと思います。しかし私はそういう要件が必要だと思うのですが、その辺の見解はいかがですか。

○福田(幸)政府委員 商法の関連は別としまして、納税義務ということを義務教育課程からといふのが、普通外國で言つて何ですが、民主主義国家では常識でございます。カナダの例でいえば、高校課程では非常に専門的な租税教育をやっています。というのは、卒業してから自分で申告ができるという能力を与えるために集中的な講義が組まれておるのですけれども、いずれにしましても、申告納税あるいは源泉徴収であつとも、税の負担という面から考えますと、租税教育、さらには印紙で入ってきます。しかし税目としては重量税ということで、われわれ大蔵省としては掲げておらず、決算もあるというところでございます。

○沢田委員 ところが自動車重量税法によれば、この十七条に、納付額その他政令で定める事項は大蔵大臣に通知をするしかも過誤納金の還付請求があつた場合について、税務署長に提出をして還付を受ける。しかも納付の不足額があつた場合にも税務署長に連絡をする。税務署長は如何これ直接担当していない。載つてこない理由はそこにあるわけです。

○沢田委員 だから、文部省がああいう無知蒙昧なる条件にあることをとにかく十分注意しておいてほしいと思います。

そこで大蔵大臣、自動車重量税、これは国税の方かもしませんが、国税なんですか、それとも何なんですか。

○福田(幸)政府委員 国税でございます。

○沢田委員 国税ならば国税の決算の中に当然上がつてこなければならないのではないかと思うの

ですが、その点はいかがですか。

○福田(幸)政府委員 決算の中には当然国税として入っております。

○沢田委員 ところが、この書類の中では百万円

ぐらいしか載つてなくて、しかも、この中には自動車重量税は項目の中にも入つていなし。これは

国税庁の統計年報書なんですが、この中にあえて入れない理由はどういう理由なんですか。

○福田(幸)政府委員 これは技術的な話でございま

ますが、もちろん税収に入っています。印紙収入といたるに印紙で入ってきますので、その税務統

計のところでは重量税という項目では立つてない

ということです。この中にも入つてない。

○福田(幸)政府委員 これは国税庁の統計だもの

ですから、郵政省の方の印紙で入る分を、国税庁

の方では執行の関係が密でないものですから上げ

てないということで、税法上は国税であり、これは印紙で入つてきます。しかし税目としては重量

税ということで、われわれ大蔵省としては掲げて

おり、決算もあるというところでございます。

○沢田委員 ところが自動車重量税法によれば、

この十七条に、納付額その他政令で定める事項は

大蔵大臣に通知をするしかも過誤納金の還付請求があつた場合について、税務署長に提出をして

還付を受ける。しかも納付の不足額があつた場合にも税務署長に連絡をする。税務署長は如何これ直接担当していない。載つてこない理由はそこ

にあるわけです。

実際には、税務署長といふのはいわゆるお手伝いをするだけであつて、納めなかつたときだけおまえは仕事をしろ、それから間違つたときは税務

署長だ、それ以外は一切税務署長は関知しない、これが自動車重量税法のたてまえですね。だから

ここへ載つてこなくなつてしまふ、中身がどうなつてているかわからぬから。そういうことじ

やないです。

○福田(幸)政府委員 これは自動車重量税課税高

といふことでは税額を件数とともに把握はいたしました。ただ、税の構成が先ほどからおつしや

つておられます。ただ、税の構成が先ほどからおつしやつておられるのは郵政特会の方から一般会計に入

くるという仕組みでございますので、したがつて、ここに挙がるのは税務署長が賦課したというだけが序の方は挙げておるというので、これから外れておるのは郵政特会を通じて一般会計に入

るという仕組みであるからとこうことでございま

す。

○沢田委員 そうすると、国税の審判所の提起に

対する国民の権利あるいは義務、これはどうなりますか。

○福田(幸)政府委員 どういうことで不服審判にかかるかというのがまず問題であろうと思うので

す。印紙でその場合に取つておりますので、そ

ういう事件があるのかどうかというのがまず一つ。

あと、ちょっと手続はいま調べますので、追つて

のですから、私は見ておりませんけれども、そつちの方に入つてないということをございますよ。

う。そういうことでござりますので、税の仕組みがそういうことであるというのが基本で、執行上

がそういうことであるということがあります。

でも関係ないと思ひます。

○沢田委員 これで時間をかけているわけにいか

うことになつております。

ですから、そういうことで税務署長が直接賦課

するというよりも、印紙納付を、しかも陸運事務

所が車検時に納めるということができておる税

額が通知されますと十四条で税務署長がやるとい

うことになつております。

ですから、そういうことで税務署長が直接賦課

するというよりも、印紙納付を、しかも陸運事務

所が車検時に納めるということができておる税

額が通知されますと十四条で税務署長がやるとい

うことになつております。

ただ取り方がそういう特殊な形であるということ

で、税務統計の方はそういう観点から特別の項目

がないというだけでございまして、われわれ主税

局としては、当然これは重量税、それが幾ら入る

というのは印紙収入の中から重量税を把握してお

るということで、決算としても重量税は当然出で

くる、予算としても掲げるということございま

す。

○沢田委員 あなた、これを見ているのですか。

しばらくほかの質問をやつているから、もう一回

見てから答えてください。あなたの答えとこれは

全然違うから。

結果的に自動車重量税とは書いてあるけれども、実質的には運輸省所管で取り扱われておつて、その通知も十分でないゼロ、ゼロです。

ね。今まで四十六年以降ゼロですよ。何の通知を受けたのですか。いま二千八百億載つていますよ。

しかし、それ以前はゼロですよ。あるいは

百万円ですよ、名目的に。どういう通知を受けたのですか。大蔵省は内容を知らないのでしょうか。

○福田(幸)政府委員 これは自動車重量税課税高

といふことでは税額を件数とともに把握はいたしました。ただ、税の構成が先ほどからおつしやつておられます。ただ、税の構成が先ほどからおつしやつておられるのは郵政特会の方から一般会計に入

るという仕組みであるからとこうことでございま

す。

○沢田委員 そうすると、国税の審判所の提起に

対する国民の権利あるいは義務、これはどうなりますか。

○福田(幸)政府委員 どういうことで不服審判に

かかるかというのがまず問題であろうと思うので

す。印紙でその場合に取つておりますので、そ

ういう事件があるのかどうかというのがまず一つ。

あと、ちょっと手続はいま調べますので、追つて

御報告いたします。

○沢田委員 これはまとめて取られますね。

それから、普通、税という以上は減価償却においても月数で割って処理をする。大体十二分の六分の六、あるいは大半が自分が使って事業用が少なければ十二分の三であるとか、減価償却等においても当然そういう措置が講ぜられておるわけです。この自動車重量税だけは二年証紙で納める。ところが、一年分は前納なんです。前納であれば前納報奨金が、普通完納報奨金といつておりますが、当然税金なら出る。四期に分かれて徴収されるものを一括して納めれば、いまの税法上前納報奨金は出るわけですね。しかもその翌年度の分まで一緒に納めるのですから、翌年度の公定歩合になりますかの利息の分は引いてもらえるのが当然ではないか。これがまず第一。

それから第二には、途中でそれを廃車にした。

たとえば外国へ転任になつた、だからその車は廃車しましたといった場合は、税である限り十二分の六として還付を受ける権利を保有しているのではないか。税である限りは、そういう権利を国民は持つてゐるのじやないか。だから、半年でそれを廃車にした場合においては、当然重量税の分は半分は税として還元される。とにかくぶつたり主義といふのは泥棒よりひどい。少なくとも税である限りは一般的に扱われるのが当然ではないのか、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○福田(幸)政府委員 自動車重量税は、その課税の仕方からおわかりになりますように、車検のときには印紙で陸運事務所が取るという形をとつております。というのは車検の際に、その車が走る、まあこれは法的になりますが権利が設定されるとことになつておる。その車検時課税は、道路走行の権利設定、われわれの法的な性格としてはそういうことになつていますので、その免税の考え方があざいません。

自動車税とか、そういう免税とか期間的な計算よりも、車検時においてその車が次の車検まで走るということが設定されるということをごさいますので、期間に応じた一年とか半年とか、または廃車したまでとかいうふうな期間対応的な課税の仕方でございませんで、車検時における権利設定税というふうなことで期間対応的なものではありませんので、期間に応じた一年とか半年とか、または廃車したまでとかいうふうな期間対応的な課税との比較ができません。したがつて最初のところの車検のところで課税する。しかも印紙税で賦課してそこで取る。途中で廃車があつたら返すといふのですから、所得計算的な、またはそれいう関係の期間的な、所得計算的な、またはそれに似たものではないということをごさいます。

○沢田委員 それなら自動車重量税なんていふ名前はやめて自動車権利金と名前をつけるべきだ。それはそういうことになるわけです。じゃ、その自動車が六年間の耐用年数で減価償却をするときには、いわゆる減価償却のところへ行けば、○・

だから、これはいまここでやり合つてもしようがないのですが、一般的の税法の考え方からいえれば、前納をすれば前納報奨金が出るというのが從来のすべて税の原則です。これは権利金なんだから、車を使うという権利に対応して、あとはもう

お答えしますが、国税通則法の七十五条一項五号の規定にあります国税庁等以外の処分でございまして、それを真つすぐ国税不服審判所に直ちに審査請求するということになつております。

それからいまの御質問ですが、これまた考え方の立場はいろいろあると思うのですが、やはり車検時課税ということで、税務署が別個に課税するということではなくて、車検時に課税するといふ立場はいろいろあると思うのですが、やはり車検時課税するよりも、車検時に一括してそこで印紙で取るというのが一番行政の便宜から言つてもいいわけござりますし、それは車検ということでその車は走れるわけですから、今度は法的に走れるという点に着目しますので、それが期間対応でないということは繰り返し申しております。それは減価償却的な期間計算では当然ない。したがつて、途中で廃車しても還付しないというものがこの税の性格そのものであります。車検時課税であり、権利設定税であるということを繰り返しいつも申し上げておるわけであります。

その良識が行われていないのは、昔はせいたく税的な物の発想が基本にあつたわけだ。おまえは自動車に乗るんだから、ぜいたくなんだから、金があるんだから、このやらいはしょがないやといふのが権利金的な発想につながつたのだと思つません。

ところが、自動車重量税とつけておいて税としての取り扱いをしない。これはやはり不当なものだと私は言えると思うのです。これはあなたとり合うよりも、一般の税の原則に戻つて、そういう還元措置を講じる道を見出してほしい。たとえば、いま言ったように、死んじやつた場合もありますよ。買つてみたら半年たつて死んじやつた。

自動車を廃車する。それでも納めたものは返つてこない。あるいは転勤になつて廃車する場合もある。だから、それから翌年度の分の前納についても少なくとも利息分程度は還付をしてもらうといふことは考えてほしいと思うのです。これはいかがですか。

○福田(幸)政府委員 その前に先ほどの御質問にお答えしますが、国税通則法の七十五条一項五号の規定にあります國税庁等以外の処分でございまして、それを真つすぐ国税不服審判所に直ちに審査請求するということになつております。

それからいまの御質問ですが、これまた考え方の立場はいろいろあると思うのですが、やはり車検時課税するよりも、車検時に一括してそこで印紙で取るというのが一番行政の便宜から言つてもいいわけござりますし、それは車検ということでその車は走れるわけですから、今度は法的に走れるという点に着目しますので、それは払はれてしかるべきである。税である限り、そういう体制が必要である、要件が必要であると三錢であろうと、その金利で前納報奨金としてそれは払はれてしかるべきである。税である限りあるべき姿だと私は思います。

それから、前納した場合には、二錢五厘である、私はこういうふうに思いますから、ここに言い合はんじやなくて、ひとつ御検討いただきたい、こう思うのですが、いかがですか。

○福田(幸)政府委員 これは従来からずっと議論がある問題です。それで、廃車のときにどういうデメリットがありという問題があらうかと思うのですが、車検の有効期間が残つておれば、その間残つておつて譲渡するというときには、廃車はもちらん入れません

だから、どういうところでそういうきしみがあるかという点は、実態をよく見ていいと思いますが、税の立場というのは重さに着目してますから重量税である。印紙で取つても税金は税金ということで、たとえば軽自動車税といふのは保有課税だったのですが、したがつて、従来、廃車したときには、月割り課税なものですから還付しておったのです。ところが五十六年度改正で、課税事務がめんどうだ、還付事務も、したがつて課税事務の簡素化という趣旨から月割り課税をやめまして、むしろ廃車しても還付しないことになつたわけで、やはりいまの課税の仕方が、行政の合理化といふ面から見ても、そのときにいただく。しかも還付のための事務量、それは税務署が直接やることの繁雑さもあわせ考えますと、やはりいまの制度でいいと思うのですが、どういうところに問題があるかについては、実態は検討してみたいと思ってます。

○沢田委員 これはいわゆる財産税的な発想なん

です。それで金を納めなさいということなんですが、実際にこれだけ四千二百万台に近い車が出てきている実態になつたときに、いまのような考え方では、それは不公平あるいは不満といふものに運動してしまつた。だから、車を買つたけれども、たとえば他に売りました。買った人が後は納めればいいんであって、売った人はそれで処理する。税である限りはそういうたてまえといふものが確立されなければならぬのだろうと思うのです。

だから、いま言つたようなことで、あなた、車を運転できないのだから、きっとそういうことを言つてゐるんだろうと思う。あるいはただ乗つて歩いてばかりいるから、そういう発想が出るのだろうと思うのであって、それは、自動車がいまのような交通の常識になつてきてる段階においては、もう少し合理性を持たなくちやいかぬ。しかも今度は法律が出て三年なんてなつたらば、なおさらその合理性は必要になつてくる、こういふふうに思いますね。

ですから、前納して前納報奨金が出ない、これ

もおかしい。廃車しても全然戻つてこないというのもおかしい。それを検討しないといふんじや、ここでこれだけで終わつてしまふようなことになつてしまふのだけれども、それはやはり合理性を求めるという立場で御検討をいただきたい。いただきたいと丁寧に言つちやつたけれどもね。とにかく一応御検討していただきたい、こういうふうに思うのですが、いかがですか。

○福田(幸)政府委員 これはやはり行政の合理化というか、むだがないようにもうひと段大事だと思うのですね。

ですから、車検のときに課税を印紙でやるといふのは合理性がございます。または法律的にいろいろ議論がありましても、そのときに、車検時の権利設定課税ということで、税務署が独自に毎年課税をやつて還付していくといふことの繁雑さという問題も考える必要がありますし、また、それがどれだけの実益があるか。私も自動車は運転できます。私も自動車を持つておりますが、車検における重量税の負担というのはそんな大きなものじやございません。ほかの保険料とか車検の検査料自体が高い。「一万五千円ぐらいいなりの最初のところで取られますけれども、むしろ保険料は返つてまいります。

そういう中での重量税といふものは、やはり行政といふものが別個に税務署が独自に課税して、毎年課税といふ概念をとるのが必ずしもいいのかどうか。私はいまの課税でよろしいと思ひますけれども、せつからくのあれですから、どこでどういふう方がお困りになつてゐるか、実態を調べて、うちや私は困つておりませんけれども、廃車してどういうところで、業者の方なのか、その辺よく調べてみます。

○沢田委員 それから、この法律における国税収納金等とは自動車重量税印紙に係る収入金を含む、こういふことで国税収納金整理資金に関する法律の中には含まれてゐますね。

だとすれば、この国税報告の中にやはりきちんと載つてこなければならぬ。それは、今まで

の分は載つていない。五十四年度の分に三千八百億が載つて、それから地方の剩余金は地方の剩余金で剩余金法に基づいて載つてある。しかし、それ以外は皆ゼロなり百万円しか載つてない。だから、これは直接管理にするべきである、少なくとも国税収納金として扱う以上は国税収納金として取り扱いを帳簿上も行うべきである。私はこういうように思いますが、いかがですか。

○福田(幸)政府委員 これは税で入つてきて、この本の五ページにはその税額が入つております。しかし税務署長の賦課のところは、先ほどのようことでノミナルな小さな数字しかないのであります。

○福田(幸)政府委員 これは税で入つてきて、この本の五ページにはその税額が入つております。しかし税務署長の賦課のところは、先ほどのようことでノミナルな小さな数字しかないのであります。

それとも明確になつてない。わざわざ項目も挙がつていなければ、それは五ページの項目で、後の収納金のところ、滞納がどのくらいあるかなど、まあ滞納は印紙で納めますからゼロだといふうに評価することはできると思うのですけれども、とにかく統計的な数字は載つてない。しかも、それが一年間になるのか二年になるのか、年度の区分もない。一年間にまとめて納めるのもあれば一年間で納めるもある。この辺の区分が明確になつてない。ですから、一応この法律にはそなつてあるのですから、そういうことであつたときの課題としてやつていただきたい。これは今後の課題としてひとつ整理をして、一応わかるように項目を挙げて処理してほしい。一覧表には載つていたつて、項目には挙がつてない。その年度分に該当するもの、二年分に該当するもの、この区分は載つてないでしよう。

○西垣政府委員 国税収納金の法律の中では、自動車重量税も国税収納金の中に含まれております。したがいまして、国会に提出いたします決算資料の中にございます受払計算書の中では自動車重量税も明記してございます。

○沢田委員 それにあるといつても、わざわざ国税庁が出してゐるものになぜ載せないのかということも私は言つてゐるわけです。国税庁が出してゐるのに、なぜそれを抜いているのか。自分の管轄外だから抜いてるんだろう。こういうことで言つたわけですからね。

次に、大臣、労働者財産形成のいわゆる貯蓄の問題ですが、「DK」の人が、子供がでつかくなつたから三DKになる、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんと同居するためにはどうしても建てる増しをしなければならない、これが一つあります。

それからもう一つは、高度成長時代につくられた家といふのは寿命が非常に短い。簡易住宅とまでは言わないでけれども、相当寿命が短い。耐用年数がもたない。それでどうしても一部建てかねをしなければならぬ。この場合に労働者財産形貯蓄は適用するのかどうかという問題です。

○福田(幸)政府委員 ちょっと御趣旨がわからぬのですが、この財形のところの趣旨だけ申し上げてお答えにかえさせてもらいたいと思うのですが、人口の構成が高齢化すること等によりまして、公的年金を取り巻く環境が厳しくなるということがあります。

それからもう一つは、高度成長時代につくられた家といふのは寿命が非常に短い。簡易住宅とまでは言わないでけれども、相当寿命が短い。耐用年数がもたない。それでどうしても一部建てかねをしなければならぬ。この場合に労働者財産形貯蓄は適用するのかどうかという問題です。

○福田(幸)政府委員 ちょうど御趣旨がわからぬのですが、この財形のところの趣旨だけ申し上げてお答えにかえさせてもらいたいと思うのですが、人口の構成が高齢化すること等によりまして、公的年金を取り巻く環境が厳しくなるということがあります。

〔委員長退席・中西(啓)委員長代理着席〕

その中につけて、労働者の老後生活の安定を図るために、老後の労働者が年金形式で支払いを受けるような貯蓄の形成について、労働者個人の自助努力を奨励援助する必要があるというような観点から、現在退職時まで認められている財形貯蓄の利子非課税制度を、年金形式で支払いを受ける者については、一定の要件のもとで退職後も継続することにより労働者の老後生活の安定に資するということで、今回の改正はいたしておりますが、それとの関連での御質問なのか、いまのでお答えになるのか、恐縮ですが……。

○沢田委員 家はもうすでに建ててしまつた。建ててしまつた家屋の改築をする場合あるいは建ててしまつた場合で、ですから、いまあなたのおつ

しゃつてることではない。
もうすでに「D Kなら二 D Kで家はつくつた、
しかし建て増しをしたいあるいはおじいちゃん、
おばあちゃんと一緒に住みたくなつたという場合
には別個に建て増しをしなければならぬ。その場合に、貯蓄の特別の非課税扱いが使えるかどうか
という問題です。現行では家があると使えないの
であります。特別措置の中で、それは使えるよう
にしなければならないのではないかというのが私
の質問です。もし何なら後ついでいいです。じゃ、そ
れはちょっとそのままに置いて。

国税の今度のあれは、還付が自動的にといいま
すが、入れたらばその中から還付ができるという
法律の改正です。これは基本的に言うと、会計原
則からいくと、財政法、会計法いずれも歳入は歳
入をもつてし、歳出は歳出の予算をもつて支出を
する、そこで差し引き勘定はしないよというのが
いまの会計法のたてまえだと思うのですね。特に
定める場合には行なうことができるという項目はあ
ります。確かにそこはあるけれども、この還付
も、一般の庶民が使う還付ばかりじゃなくて大型
に納める人たちの還付もある。これは、歳入は歳
入とし歳出は歳出とするという原則を適用してい
るものは、大したことはない金額であるけれども、こ
れも、ここでは一億一千万程度の金額にしかなつて
いないのであります。それでも大型になつてく
ると会計原則を崩す。こういうことになるのでは
ないかという気が私はするのであります。その
点はどうですか。

○西垣政府委員 先生のおつしやつておられます
のは、財政法十四条の総計予算主義、これに照ら
してどうだということだと思います。
現在のこの資金は、財政法四十四条に基づきま
す特例でござります。現在の規定は、還付金につ
きましてはこの資金から歳出歳入外として支払い
を行う、還付加算金につきまして歳出予算に計上
して歳出予算を通じて支払いをする、こういうこ
とになつてあるわけでございますが、これは昭和

二十九年にこの資金ができました当時からの制度
でございます。

当時の考え方は、この資金が過誤納金の還付金
等本来租税收入とすべきでないものを控除した、
いわばネットの租税收入を歳入に組み入れるために
設けられたといった趣旨にかんがみまして、租
税の還付金等に係ります支払い利息、つまり還付
加算金は性格を異にするということで、引き続き
歳出予算に計上して、これを支払うことにしてき
たわけでございます。

このような当時の考え方は、それなりに一つの
割り切りでございまして、筋の通った考え方でござ
いますけれども、いまの時点で見直してみます
と、納税者の目から見ますと、還付金といつ還付
加算金といいましても、いずれも国から戻つてくる
金でございまして、一体不可分のものであると
見られているわけです。それから、国税通則法の
五十八条で、還付金等を還付し、または充当する
場合には、還付加算金を還付し、または充当すべ
き金額に加算しなければならないと規定しております
まして、本来還付金と還付加算金とは一括して処
理するということにされております。

それからまた還付加算金は、税そのものの還付
ではないにいたしましても、本税等の還付に直接
派生する法律上の義務費でござります。それか
ら、元来国税收納整理資金が……(沢田委員
「いいです。もうわかりました」と呼ぶ)よろし
ゅうござりますか。そういうことで、私ども、こ
の点につきましては財政審の法制部会にもかけま
して慎重に検討いたしました、財政法、会計法上
全く問題がない、納税者サービスに資するという
ことで割り切つた次第でござります。

○沢田委員 確かに便利だし、いいと思うので

以上。

○古賀説明員 全共連の適格退職年金共済の資金
運用に当たりましては、その効率性を確保すると
いうふうな観点もございまして、従来におきます
他の共済種類との資金と同様に合同して運用す
るということを考えております。しかしながら、
それが普遍化されることを意味するものではない、あ
くまで特例である。たとえば、次に質問いたし
ます全共済の適格年金の問題、これも同じなので
その運用結果につきましては、所定の基準に従い

あります。

農林省おいでいただいておりますが、これを加
えることには私は賛成です、結構だと思うのでは
ないかと考へておるところでござります。

問題の一つは、いま言つたように全共済の一
般勘定と一緒になつていく、こういうことのよう
なんですね。一緒になる。従業員の退職金の三分
の一程度が企業年金ですから、積み立てられて、
そして月に五万円なら五万円ずつもらつていく、
こういうことなんですが、これが一般勘定、一般
勘定というと全共済の事業活動、事業活動の収益
金はそれを構成している組合員が配分を受ける權
利を持つ。ところが、片一方は四十万に近い従業
員の権利に属するべき金が蓄積をされて年金化し
て支払われる。これが同じ会計の中で一緒に扱わ
れるということは、いまは便宜的でいいと思いま
すけれども、将来は大変問題を起こしやすい。
それは、金には色はついていないにしても、一
方は従業員と年金に充當すべき金であり、一方は
構成している一般農業組合員の利益に還元するべき
金である。それが一緒になって扱われることは
望ましい形じゃない。それは特別会計か何かをつ
くつて資金運用するならする。こういうことで扱
つていかれるべき性格のものである、こういうふ
うに思いますが、これが一緒に扱われるとい
うことは余り適切ではないのではないかと私は
思います。これが第一点です。

それから第二点は、将来のインフレあるいは将
來の農業、農協といいますか、そういうものの状
態に対しても、どういう保障があるのか、その保障に
ついては大蔵省としては十分チェックしたのかど
うか、その点農林省でも大蔵省でもいいですが、
御回答いただきたい。

農協と言えば、従来高度成長時代には大変いろ
いろな問題を起こしてきたところです。私は何も
それをあばこうとは思いませんが、そういうよう
な経緯にかんがみて、やはり従業員の権利に属す
ものはあくまで別勘定として処理してもら
う、そういうことは確認できますね。イエスかノ
ーかだけで結構です。

○古賀説明員 御指摘を踏まえまして、明確に区
分した経理をいたしてまいります。

○沢田委員 さつきの答えは出ましたか。

○福田(幸)政府委員 お答えになるかどうか、申
し上げますと、財形貯蓄一般の御質問といふこと
でござりますと、これは勤労者の財産形成を目的
とするものでありますから、その貯蓄を何に使う
かは、これは自由で、したがつて家の増改築とい
うことについてそれを使つちやいかぬということ
はない、こう思います。

○沢田委員 続いて、貸し倒れ引当金なんであ
ますが、金融業界では現在のところ千分の一、製

まして事業種類ごとにそれぞれ区分して経理する
ということを農協法上義務づけておりますので、
特にこの方法が職員の不利益にわたることはな
いのではないかと考へておるところでござります。

第二点の、将来のことということでおっしゃいま
す。この点につきましては、資金運用等に当たり
ましては、同じく農協法に基づきまして、かなり
厳格な監督等もつております。そういう中で、
この事業が適正に運用されるよう努力してまい
りたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

造業で千分の三、これが実績ですね。卸、小売業で十三で法律を改正しているが実績は五、ここにある資料ですね。それから製造業は十のところが三、金融業は三が一、その他が八が四と非常な格差があるのですね。実態とかけ離れている。

それで、なおかつこれだけの貸し倒れ引当金を法律上充てなければならない理由はどこにあるのか。実際の実績がこの程度低い。金融業なんか三分の一、卸、小売業で見ても一・五分の一、それから製造業であっても三分の一、製造業も三分の一、その他は二分の一。そういう実績の中には、なおかつこれだけの確率の高い引当金を充てなければならぬ理由はどこにあるのですか、お聞かせいただきたい。

○福田(幸)政府委員 貸し倒れ引当金は評価性の引当金だろうと思うのです。ですから、評価をどうするかという問題があります。

その際に、繰り入れ率がどうかということを、実績そのままでいくか、それともその間、いまのようなアローランスがあるのがいいかという御質問だらうと思いますが、これはサンプルで調べた税務統計からの調査が、いま御指摘になつた、たとえば卸、小売ですと実績は千分の五である。現行は千分の十六ですが、これを二年間にわたつて二割落とす、ということを千分の十三にいたします。これでやはり開きはあるわけですが、繰り入れ率といふのは法定率でございますので各企業によつてでこぼこがあるわけです。そこで、平均率で繰り入れる法定の率である以上、実績率自体にしたらもう引当金の意味はないわけですから、そこにこれだけの開きがあるということは、やはり平均値に対して実績を踏まえながら評価としてどこまで繰り入れていくかという判断だらうと思うのです。

これは、法人の事業活動の影響というのも考えなきやいけないと思うのです。前回五十四年度も引き下げたのですが、これも一割引き下げております。今回も各業種全般にわたつて一割引き下げ

たのですが、金融保険業は現在引き下げ中である

ので見送っておりますけれども、たとえば金融保

險業にとりますと、この中の金融業を見ますと、

小さな貸金業あたりになると相当高い率を示すわ

けです。ですから、実績が高い場合には実績を選択できますけれども、いざれにしろ、このアロー

アロスがあることをもつて直ちに過大な引き当てであるというふうに考える必要はないので、やはり評価性のものとしては、実績を踏まえながら現行のものを改正のところで二割落とすというふうな見直しをしたことは合理性がある、こう思いま

す。そういうことで、直ちに実績率そのものにするということではない、むしろそういうことでも結構であろう、こう思います。しかし、今後ともその辺は実態を踏まえながら見直しを適宜やつていくということであろうと思います。

○沢田委員 たとえば欠損法人といいますか、赤字になっている企業の数は六十六万ですね。欠損の金額は二兆八千百六十億、こういうふうに出ているけれども、その中には、それのこういう引当金を持つて、なおかつこういうものが生まれてくるのですね。これは、言うならば経営者の姿勢の問題にかんがみて税法上甘くする理由の問題ではないですね。ですから、これは経営者の手腕ある人は力量あるいは努力、そういうものによって起きたものであつて、税法上これによつて優遇して救われるものではないのですね。でなければ、百九十万の中で六十六万もこの欠損金額が生まれてくるという根拠にならないと思うのです。

これは要すれば経営者の力というか能力の問題だ、私はこういうふうに思います。

ですから、貸し倒れ引当金も現在、五十四年度ですよ、五十四年度の決算しか出てないのですが、三兆三千億も充てている。何もこんなに充てていることないじやないか。いまも引き続きと見ておりませんけれども、これはもう少し低目にし、倍と言つてもしようがない、一%のものは二分の一で、金額にもよるのであります。それがつまづいたけれども、とにかくそういうところ

程度の割合にする。さもなければ翌年度欠損にし

てもいいのですよね。翌年度その分オーバーした

ら、それは損金に認めてやるという方法もあるわけですね。何も内部留保金で置いておくばかりがけです。だから、それはどちらにも行つて能じやない。ですから、それはどちらにも行つて帰る話ですから、あなたの説も全然否定はしませんけれども、少し過大であるというふうに考へる必要があります。

これは引き続き検討するということですから、それを確認して次にいきたいと思いますけれども、よろしくごぞいますか。

○福田(幸)政府委員 引当金は会計制度としては正しいといふことがやはり前提にあると思うのです。制度は正しい。これは特別措置ではないわけですね。

その前提に立つて、今度はその引き当ての繰り入れ率をどうするかですから、そこはやはり企業活動の障害にならないことが大事であらうと思うのです。貸し金といふものは回収のところは非常に不安があるわけです。ですから、実績はこうであります。どうときには各社ごとに振れがあります。そこである幅を持つておくのが引当金のあるゆえんでありますので、どんどん落としていつて実績に近くすることが正しいとは私は思ひません。いまのようなアローランスがあることが、むしろ企業としては貸し金についての不安を評価として適切に落としておるといふふうに考えております。

○沢田委員 そういうことを言うと若干また物を言いたくなるんだが、要すれば、たとえば金融機関一つを例にとってみても、現在の金融機関の貸付条件なんといふものは絶対にロスが起きるようないことはない。ロスが起きるとすれば、名前はわざと挙げませんけれども、不良債権をつくつてしままでの大きな生だと平和だと、とうとう学

が不良債権をつくってきた実績なんであつて、それは役員の質の問題なんですね。

いまの制度の中では、そんな不良債権が出てくるような要件はないのだ。訴訟とか何かの問題が起きたば、五千万の貸し付けがあつたて一銭も出さない、何か争いが起きれば、それくらいのことで金融機関は、どつちが正当性であるかどうかわからぬが、中立性を守るということで金を出さないのです。そういうぐらいいに厳しくやつていで、なお貸し倒れ引当金をこんな過大に評価するなどいうことは役員の質の問題なんです。銀行局長来てないけれども。平和だつて大生だつて帰陽だつて東京だつて、みんなそうでしょう。その根っこを探して、いけばみんな役員の問題です。なんということは役員の質の問題なんですか。

これは役員をやつしている人の質の問題なんですよ。だから、いまの組織なり形態の中からでは、そういうものは出でこない。そういうものを弁護するようなことを考えているということはけしからぬ。だから、それはもうとにかく縮小する方向へ、実態に合わせる方向へ考へていつてもらう必要があります。だから、それはもうとにかく縮小する方向へ、実態に合わせる方向へ考へていつてもらう必要があります。六十六万の、欠損金額で二兆八千億も欠損を出しているところへ全然税金がかからぬのですよ。それを大目に見ていくといふ制度は、しかも社内の内部留保金は五兆九千億、六兆円もあるんだ。益金処分で。このくらいある。配当も二兆二千五百億も払われている、全国的に見れば、役員の賞与は六千三百億くらいですが、そういうふうに払われている実態がある。だから、それで二兆円も三兆円も欠損金額があつて、六十六万、百九十万のうちの三分の一ですよ、三分の一が赤字だということです。

そういうところへ、何も内部留保金を浮かせるような仕組みを助長する必要はないでしよう。これは言ふなら脱税を大蔵省が勧めているようなもののです。結果は、三分の一が赤字だからといふことで、三兆円も税金を逃れているという実態あるいは配当で二兆円も逃れているという実態これ

はもう少し認識してもらわなければ困るのじやないかと恩うのです。

○福田(幸)政府委員 またいろいろ申し上げたいわけですが、実際の貸し倒れがどうかということになれば、金融機関ごとにいろいろ千分の十五というものが千分の三というところまで下ってきたわけですが、実際の貸し倒れがどうかということになれば、金融機関ごとにいろいろ千分の十五というものが千分の三というものは、金融機関に限らず、貸し金の安全というのを商売として考えなければならないのですが、ただ、現実という問題がございまして担保をとる、それで貸し倒れを防ごうとします。ところが中小企業あたりは、貸し倒れが非常に厳しく引き当たが考えられますと増し担保を要求されたり選別をされ、なかなか貸してもらえないという問題もちらはらにあるのです。

ですから、やはりそこは貸し倒れ引き当てを、内部留保をもつておるということによつて中小企業が救われる場合もあるので、これを厳しくしまど、繰り返しだすが、増し担保とか、選別をして貸さないという非常に厳しい経営態度をとつて貸し倒れを防ぐということの弊害もござりますので、経営上必要な範囲のアローランスがある方が企業活動を活発にするということで、外国の例をまた言いますけれども、金融機関については日本のこの引当率は低い方でございます。ですから、そういうふうな貸し金の残高も当然金融機関は多いわけですし、そういうことを本来の仕事としておりますので、そこは経営の安全があって、そしてそこが活発に貸し付けを中小企業といえどもやるということの評価もしませんと、実績に合わせていくということはやることがつまらないのじやなく、話が詰んでいかないでしょから、次へ行き

ます。

○沢田委員 これ以上はつまらない、つまらないということはやることがつまらないのじやなくて、話が詰んでいかないでしょから、次へ行き

ます。

○福田(幸)政府委員 またいろいろ申し上げたいわけですが、実際の貸し倒れがどうかということには延ばすということは可能じゃなかろうかというの

が一つの考え方なんです。
現在、減価償却は五十四年度で十二兆八千億、その後の設備投資その他を含めますと、恐らく十五兆円を超えていると思うのですね。この十五兆円を超えている減価償却の割合を若干延ばしてもらう。そのことによって、言うならばいまの耐用年数についての臨時措置を講ずる、このことはある程度考えられるのではないか。この間ニュージャパンの火災がありましたけれども、ホテル関係の減価償却なんというのはきわめて甘過ぎますね。鉄筋でも二十五年。こんな耐用年数でやつて、一般では鉄筋コンクリートで六十年か五十年ですね。ホテルの場合だけ特別短い。こういう条項もあるのですから、その辺を見直していくべきがですか。

○福田(幸)政府委員 減価償却は、やはりこれは評価性もしくは控除項目であるわけです。減価償却の全産業の償却率で比較しますと、日本の数字は大体外国と同じであるわけです。ですから、この辺、日本だけがここで償却年数を延ばすといふようないわけですし、そういうことを本来の仕事としておりますので、そこは経営の安全があって、そしてそこが活発に貸し付けを中小企業といえどもやるということの評価もしませんと、実績に合わせていくということはやることがつまらないのじやなくて、話が詰んでいかないでしょから、次へ行き

ます。

○沢田委員 これ以上はつまらない、つまらない

減価償却をこの三ヵ年間、財政再建まであるいは一兆円減税なりそういうようなものも含めて、景気の後退を防ぐというようなものも含めて、減価償却について一割程度でも一応これを下げる、

下げるというのは延ばすということなんですが、延ばすということは可能じゃなかろうかというの

が一つの考え方なんです。

現在、減価償却は五十四年度で十二兆八千億、

その後の設備投資その他を含めますと、恐らく十

五年を超えていると思うのですね。この十五兆

円を超えている減価償却の割合を若干延ばしても

らう。そのことによって、言うならばいまの耐用年数についての臨時措置を講ずる、このことはあ

る程度考えられるのではないか。この間ニュージ

ャパンの火災がありましたけれども、ホテル関係

の減価償却なんというのはきわめて甘過ぎます

ね。鉄筋でも二十五年。こんな耐用年数でやつ

て、一般では鉄筋コンクリートで六十年か五十年

ですね。ホテルの場合だけ特別短い。こういう条

項もあるのですから、その辺を見直していくべき

がですか。

○福田(幸)政府委員 減価償却は、やはりこれは評価性もしくは控除項目であるわけです。減価償却の全産業の償却率で比較しますと、日本の数字は大体外国と同じであるわけです。ですから、この辺、日本だけがここで償却年数を延ばすといふようないわけですし、そういうことを本来の仕事としておりますので、そこは経営の安全があって、そしてそこが活発に貸し付けを中小企業といえどもやるということの評価もしませんと、実績に合わせていくということはやることがつまらないのじやなくて、話が詰んでいかないでしょから、次へ行き

ます。

○沢田委員 これ以上はつまらない、つまらない

減価償却をこの三ヵ年間、財政再建まであるいは一兆円減税なりそういうようなものも含めて、減価償却について一割程度でも一応これを下げる、

下げるというのは延ばすとということなんですが、延ばすということは可能じゃなかろうかというの

が一つの考え方なんです。

現在、減価償却は五十四年度で十二兆八千億、

その後の設備投資その他を含めますと、恐らく十

五年を超えていると思うのですね。この十五兆

円を超えている減価償却の割合を若干延ばしても

らう。そのことによって、言うならばいまの耐用年数についての臨時措置を講ずる、このことはあ

る程度考えられるのではないか。この間ニュージ

ャパンの火災がありましたけれども、ホテル関係

の減価償却なんというのはきわめて甘過ぎます

ね。鉄筋でも二十五年。こんな耐用年数でやつ

て、一般では鉄筋コンクリートで六十年か五十年

ですね。ホテルの場合だけ特別短い。こういう条

項もあるのですから、その辺を見直していくべき

がですか。

○福田(幸)政府委員 減価償却は、やはりこれは

評価性もしくは控除項目であるわけです。減価償

却の全産業の償却率で比較しますと、日本の数字

は大体外国と同じであるわけです。ですから、この

辺、日本だけがここで償却年数を延ばすといふよ

うなことで考えますと、これはむしろ企業の活力

をそぐというか、インフレ的な経営をやっている

ときに機械の更新とか再取得が困難になつている

辺、日本だけがここで償却年数を延ばすといふよ

うなことで考えますと、これはむしろ企業の活力

をそぐというか、インフレ的な絏営をやっている

ときに機械の更新とか再取得が困難になつている

辺、日本だけがここで償却年数を延ばすといふよ

うなことで考えますと、これはむしろ企業の

ては正しい、繰り入れ率を今回直しておりますが、それを実績までという考え方ではあります。いまお示しの貸し倒れ引当金も、評価性と项目に近い。これは産業政策というか企業会計から見れば延ばすということは考えられない。こういう産業の近代化しておるときには、むしろ短かくするのが世界的動向であり、企業としてもそれだけの活力を持つという意味で、反対の方向はとれないということはむしろはつきり申し上げたい。

それから退職給与引当金、これは債務性の引当金です。これは債務をどう見るか、年金制度は今後どうなるかということをあわせて総合的な検討を要すると思います。今回取り上げましたが、その辺の議論が詰まらないわけですから継続検討です。

しかし、いずれにしましても、引当金といひのは評価性もしくは債務性として合理的な計算過程ですから、その結果で赤字になるということはやむを得ない、こう思います。そこで何か脱税をしておるということではない、企業計算の過程でそれが行われた、経費に落ちたということでございまして、それは会計としては正しいわけで、赤字法人問題はまた別の話であろうと思うのです。

法人が相當ありますけれども、その百四十五万の半分が赤字法人であるということはむしろ別の面から検討すべきで、その実態がどうであるかは国税庁等でいま検討いたしておりますけれども、その法人の所得を出さない形で個人のところの所得に分割をするのかどうかとか、その種の問題があろうかと思ひます。ただそこで、赤字法人にどう課税するかということになりますと、法人税といふものが所得にかけるという受益応能の考え方で、すから、その受益を国家から受けておるという外的的な形で課税するかというのは、地方税との関連もございますが、非常に基本的な検討を要すると思います。

いずれにしましても、いまの問題は赤字になる過程が合理的計算であるということとは区別しませんと、また赤字法人といえども、それなりの理由で赤字になつていてる場合もあります。そういうことをよく見きわめまして、その辺の内容を分析した上で、ということでなければ直ちに答えはございませんが、御指摘の点も十分に検討は続けていただきたい、こう思つております。

○沢田委員 時間が大分詰まつてしまひましたから、次の課題に入りますが、一つはギャンブルに対する課税、これは大蔵大臣も若干考え方を持っていたと思うのです。イギリスでもあるいはその他でもやつてているようで、現在の売り上げから見るとかけ金の四%くらい。アメリカあたりでは二〇%、西ドイツなんかではこれは三分の二%ですか十六分ですから、これはちよつとあれですが、若干づつかけ金にかけてる。だから競馬会、オートレースあるいは競輪、こういうもののいろいろな団体へいまいろいろ交付をしていますね。

これは、私はいわゆる第三予算と呼んでいるのですが、財投以外にいろいろな団体にお金が出てる。それを吸収して統一化したらどうだ、一元化したらどうだ。思いつきでやるのじやなくて、こういう財政再建の折でもあるから一元化したらどうだ、これも一つの考え方。それから、ギャンブルにかけるのに四%程度かけていいってみると、一つの考え方だ。だから、益金の中の配分を政府で干渉するというのじやなくて、ある程度、この三年間なり四年間は管理をしていかしてもらおう。また財政再建が終わればそれはもとに戻しても結構です、競馬会からも益金をとつてゐるわけですから。それ以外の余った金は、適当に配分するのは待つてくれ、これは一応政府の方に納めてもらう、そういう意味もあると思う。

どちらを選択されるかは別として、このギャンブルについてある程度の物の考え方をしていいかなあと、痛さを分かち合うと言ひながら、それは少し片手落ちということになるんじやなからうか。

○渡辺國務大臣 これが世界の水準より高いじゃないかという議論が一つあります。それから、それでは当たつた人に半分だけ一時所得税やつたらどうだ。ところが、当たつた人が負けた人の紙をいっぱい拾ってきて、おれはこんなに負けた方が多いのだ、当たつたものより負けた方が多いのだというようなことをやられると、これは自分の買ったものだから人の買ったものだか、負けたやつの証拠物件がみんなあそこに捨ててありますから、それはむすかしいじゃないか。それじゃ一律に上乗せしたらどうなんだということを言つたのですが、結局は政府・与党の中で話が時間的にもまとまらなかつたということをございます。しかしながら、今後とも続けて検討したいと思つております。

○沢田委員 あと、一番問題になる土地の問題がありますから、土地の方に入ります。

土地の問題については、非常に多角的な問題なんですが、いろいろな方が聞いておられます。結論的になつて唐突であります。四千万なり三千万なりという金額が果たして平等なのかからといふ疑問なんであります。坪三十万円するところで買う人もいる、売る人もいる、五十万で売つたり買つたりするところもある、あるいは三十五万円ぐらいで売つたり買つたりするところもある。それをひとしく同じ国民を、それぞれの条件の差はあるにしても、全国一律の金で縛つっていくということが果たして公平と言えるのだろうかというのが一つの疑問なんであります。

昔、私は質問の中で、寝てたつて高くなるところは高くなるんだ、駅の前なんかになつたらとんに高くなる、これは居眠りしていようが何してもいようが高くなる、これは言うならば不労所得である、それは銀行ができたり駅ができるたりして高くなつたのだから社会に還元されるべきである、

だから、それは税率が高くていいはずであるというのが前提の主張なんであります。それは本人の努力、汗があつたり何かしたら別ですが、そういうものは全然ない、労せずして得る金でありますから、それは社会に恩返しをしてもらうというのが私の一つの前提になつてゐる。

しかし、と言つて、いまそれを、はいそうですかとは大蔵大臣も言つてくれそらもない。だとすれば、いまの中での公平を求めるということ以外はない。それなら、土地の価格に差があるのなら、買う方は家をつくりたいといふ立場でやるのですから、とすれば、家をつくるのに必要な面積を六十坪なら六十坪と仮定をして、それが市街化区域の中の住宅地区あるいは第一種なら第二種の住宅地区、そういうところで売る場合については、公示価格の三倍なら三倍とかというふうに決めて、それまでは免税、売る方もそれなら楽になる、買う方もそれなら楽になる、そういうことである程度彈力的に扱うことができないかどうか。

ただ、四千方でいきますと、六十坪の土地を買つただけでは家も建たないし、どうにもならない。ですから、そういうことで一応の彈力性が必要じやないか。青森を別に悪く言うつもりはありませんけれども、青森あたりの土地だったら、同じ四千万の金額で一町歩も買えちやうのじやないです。そういうことをあえてやる必要性が果たしてあるのだろうかというふうな疑問に突き当たるわけです。

ひとつ国民の前に向けて懇切丁寧に、余り長くなく御回答いただきたい。

○福田(幸政府委員) どうも難問ばかりで、お答えになるかどうかわかりませんが、いまの四千万というのは二〇%で課税された分でございますね。

これは、むしろ八千万のところで四分の三があつたというのを取つ払つたということで、面積の問題はそこでは消えておる。だから、余り金額で区切つていくということをなくして、二〇%が四千万残つておりますけれども、上の方は二分の一

総合ということで一律でございますので、今度の金額基準はそこで落ちております。

ただ二〇%が四千万、その四千万を各地域で、じゃ面積でとなると非常に複雑な税制になりますし、もう割り切りの問題だらうと思うのですが、二〇%というものが四千万のところではそれほど低い税率ではないわけです。ですから、ここは金額でやつても実害がないといいますか、面積をとつてもどれだけの実益があるかと、いふことで、むしろ上の方を取つ払つて面積を考えない、金額はすべて率の二分の一で吸収されておるということです、御提案の趣旨もわかりますが、今度の改正としては面積を織り込むということは実際上制度としては仕組みにくものであろうと思います。二〇%、四千万ということで一律でございます。

○沢田委員 私の言おうとしているのは、なるべく少い土地を求めていく庶民大衆の立場で物を言つてゐるので、不動産屋さんが大規模開発をしていくときに有利になる条件をつくるばかりがすべてではないという意味で、それの整合性の立場から言つてゐるわけなんです。

ですから、大きくなれば大きくなるほど軽減されるという形よりも、どうしてもそこに住まなければならぬような人が、ある程度可住面積をとつて住める条件というものはつくつてやれないから、そういう意味で私は言つてゐるわけであります。

これは、確かに公示価格にスライドをしていくということはむずかしいことだと思うのですよ。しかし、自動車重量税なんというのは重量でちゃんとスライドしているんですからね。何段階かに分けているのですから、その論から言えは三段階なり五段階是不可能ではない、こういうことにもなりかねないのであります、これはきょうすぐ結論の出るものではないかもしませんけれども、じゃ実際に皆さんの職場にいる人の声を聞いてみてくださいよ。あなたの方中央官庁に勤めて、今度は九州なんかに転勤になる人は、それはそれでいいかもしれませんのがね、安いところへ行ける

から。しかし、いる人はそうではないだろうと思ひます。ですから、この点については今後検討課題としてやつてもらいたい。

次に、農林省と国土庁、建設省も来ておりますから、そこへ行きます。

市街化区域内における農地は、農林省管轄なのか、市街化区域と設定した建設省管轄なのか、その結論をお聞かせいただきたい。

○吉國説明員 お答えいたします。

お尋ねの御趣旨は、市街化区域内の農地に農地法上の規制が及んでる点に関連してのお尋ねでありますかと、いうふうに思つておきます。市街化区域は、先生よく御承知のとおり、おおむね十年以内に市街化されるという趣旨で指定を受けておるわけですが、農地として残つております限りにおきまして、農地法上の必要な規制を及ぼしておるわけでございます。

その際、転用の問題につきましては、通常の許可制度にかえまして農業委員会に対する届け出制度になつておるわけでございます。そういう意味で農地制度上の関連も出てまいりますが、土地の管轄を各省の間で決めるといったような考え方には立つての仕分けといふものは、現在の制度上では行われておらないといふに理解をいたしております。

○沢田委員 建設省、同じく答えてください。

○田村説明員 市街化区域、市街化調整区域の区分は都市計画として行なわれてございますので、いろいろ公共団体と御相談しながらやつていいふことござります。

その中の農地について、市街化区域内の中に農地がたくさん残つておりますが、そういうところを計画的に市街化を図つていく、こういうことが市街化区域の趣旨でございますので、そういう方向で都市施設の整備については私どもいろいろ努力しているということでございます。

○沢田委員 結果的に届け出という中身を今度は

あえて詰めていきますと、市街化区域としては、そこは十年以内に市街化をして下水道をやつたり都市施設を整備するところですと、いうことが昭和四十五年に都市計画法を改正してやつたわけですね。ところが、その中の農地という地目があれば、それが実態がどうであるか別の問題農地と、いう地目があれば農業委員会の許可をもらわなければだめだというものが現状ですね。しかし、この法律では届け出でいいということになつていて、届け出るということは、借りた人が買った人かそういうことは別問題として、とにかく届け出ればいいということになつていて。ところが農業委員会に行けば、届け出というのに、住所氏名、それからそれぞれの、相続の場合は相続人の全部の氏名、十六人いれば十六人の判こをもらってこなければ農業委員会は許可しない。これは届け出と言えるかどうか、言つてください。

○吉國説明員 現在の届け出制は、御指摘のよう、農業委員会に対しまして権利の設定または移転の両当事者が届け出をするということになつておるわけでございます。

ただいまの相続との関係のお尋ねでございますが、相続によって所有権を取得した方、共有になっておる場合があらうかと思ひますが、その場合は共有者全員が処分権者でございますので、農地法上の権利の設定、移転を押さえておるという法的の趣旨からいたしまして、権利者すべての連署を要するという取り扱いをいたしておるわけでございます。

○沢田委員 あと時間がないですから。

昭和四十五年にこの法律ができるとき、建設省と農林省はお互いに意見が違つて争つた。農林省は、そんなものをつくるならつくつてみろ、おれの方はそんなことは知つちやないぞ、というの言ふまると、これはもうこれでやらなくちゃならないのだというのが昭和四十五年の法律制定の経過です。それらの紛争がいまだに続いているわけですね。

それで、結果的に農林省は、市街化区域内における農地はおれの城だ、だから勝手にはさせませんぞ、いふのが、いまの農業委員会の許可なり届け出なりになつていて。これは民法への介入ですよ。届け出の限界を越えて、それをだれが相続するかしないかは家族の問題なんです。争いは家族の問題なんです。家裁へ持つていいですればいい。それを何も農業委員会が、おまえが正当な

相続人であるかどうかを審査する必要はないと思ふ。少なくともこれは届け出という限界を越えている。だから、市街化区域に設定したということは、そこは市街化区域としていわゆる都市施設を整備してやろうという国の政策なんです。ところが、その国の政策に、おれの城だけは絶対ただでは動かさせませんよと言っているのが農林省の立場なんです。

法律は届け出ということになつてている。届け出になれば、ここはこうこういうことで売買しました、あるいは宅地化をしますと届け出ればそれでいいでしよう。ところが、その中の家族全部の判こまでもつてこなければだめだというのでは、これは行き過ぎということです。だから今度は、線引きの見直しが問題になつてくるし住宅が建たない。あるいは市街化区域になつてもどうにもならない、こういう問題を派生しているのじやないですか。農林省は、この自分の管轄土地が全部市街化区域でなくなつたと仮定すれば、農林省の職員が大分減つてしまふということになるかもしれません。だから、何とかその領域だけは確保しておこう、だからいま管轄が二重になつて、これが現状だと思うのです。

時間がないのですけれども、大蔵大臣は那須だからこのごろはよくわかるでしょう。今度新幹線

の駅ができるまでは、よくわかるだらうと思ひますから、よくわかるだらうと思うのですが、届け出といふのは純粋な届け出でいいのではないか、少し介入し過ぎるのではないかという気がするのです。長男の人が代理でやつて、たとえば家族の中で紛争が起きれば、それは分け前の問題になるわけですから、それは家庭裁判所なりあるいは他の民法上の問題で処理すればいいのであって、そのことによつて開発を拒否する、とめるというのは行政の行き過ぎではないかという気がいたしますが、大臣、これはいかがでしようか。

○渡辺国務大臣 一つの貴重なる参考になる御意見だと思いますが、余りよくわかりませんし、他官庁のことにより言及してもどうかと思ひますか

○沢田委員 遠慮と言つても土地税制を出しているのは大蔵省なので、その土地の税制をやつしていくのに、これはやはりぶつかってしまうことなんですよ。だから、そういう意味において、いま土地税制を出して線引きなり何かいろいろ言おうとしているところについて問題があるのです。

あと一、三分しかありませんから次に移ります。

これも大蔵大臣には参考になる話になつてしまふのですが、自治省の地方交付税ですね。これは農地、畠、たんぼそれから宅地、それぞれ基準単価を決めまして基準収入額を算定して各市町村に交付するわけですね。あなたの市は基準収入額の単価は幾らです、三万八千六百五十二円です、県へ行く、県の地方課は市町村にそれを落とす、それが基準収入額になつて上がつてくるわけです。ところが、宅地並み課税の問題ではないのです。たとえばいまの市街化区域の中にある農地について特別安くすれば、その分は基準財政収入額が下回る。それでは困るから、これは宅地並み課税するというかつこうにならないと基準収入額は保てない、そうしないと地方交付税が減つてしまふ。だから、市街化区域内における農地についても同様にこの問題はかかわり合いを持つてくるわけです。

そこで自治省に聞きたいのは、そういうことで減らしたのなら、たとえば農地を非課税にするならば非課税にしても結構ですが、それは基準財政収入額の減として扱つてもらうという原則を確立してもらわなくては困る、それが振りかわつて宅地の方へかけられるという仕組みでは困るのだ、これが第一であります。

ちょっとと長くなりましたが、自治省では

○湯浅説明員 もともと地方交付税の基準財政収入額というのは、実態をそのままというよりもむしろ理論的のあるべき税収額を計算するというものですから、当然その分は自治省の方の分の単価を下げてもらう、平均価額を下げてもらう、そういう必要性があると思うのですが、いまの市街化区域内の農地も同じなのであります。わかつたようなわからないような顔をされておられるのだけれども、一応今までの程度の話で、整合性を図るということで自治省からもひとつお答えをいただきたいと思います。

○湯浅説明員 交付税の算定に用います基準財政収入額の計算につきましては、まずその実体でござります固定資産税の課税がどういう形で行われるかということが基本になるわけでございます。そして、この固定資産税につきましては、田、畠、宅地、山林というような各地目ごとに、それぞれの市町村の実態に応じた計算をいたしまして、その評価額に基づいて課税をするわけでございます。

この場合に、市街化区域農地は一般の田畠とは区別した評価あるいは課税の方法をやつているわけでございますので、その分が仮に宅地並み課税の部分だけ減つたから、その分を宅地に割り掛けるとかあるいは田畠に割り掛けるというようなことは、理論的にも物理的にも実務的にもちよつとできない仕組みになつてているわけでございます。これを踏まえまして交付税の基準財政収入額を計算するわけでございますので、ただいまのような御指摘は万々ないと思いますけれども、五十七年度以降の交付税の算定の具体的な方法につきましてはこれから検討するわけでございますので、ただいまの御指摘も十分踏まえまして、今後具体的な算定の作業に入つてしまひたいと思うわけでございます。

○沢田委員 一言だけ。それでは実態に合わせる操作はしない、こういうふうに確認してよろしいですね。

○森委員長 次回は、来たる二十六日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○沢田委員 時間がないので終わります。

午後五時三十八分散会

